

◎議 事 日 程（第3号）

令和6年3月5日（火曜日）午前9時30分 開議

日程第1 一般質問（続）

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（18名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	佐 藤 旭 浩 君
3番	中 村 文 武 君	4番	河 合 克 平 君
5番	真 野 和 久 君	6番	山 田 門左エ門 君
7番	吉 川 三津子 君	8番	杉 村 義 仁 君
9番	角 田 龍 仁 君	10番	石 崎 誠 子 君
11番	原 裕 司 君	12番	佐 藤 信 男 君
13番	近 藤 武 君	14番	神 田 康 史 君
15番	鬼 頭 勝 治 君	16番	山 岡 幹 雄 君
17番	高 松 幸 雄 君	18番	竹 村 仁 司 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	河 野 正 輝 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
市民協働部長	田 口 貴 敏 君	企画政策部長	西 川 稔 君
教 育 部 長	佐 藤 博 之 君	保険福祉部長	人 見 英 樹 君
健康子ども部長	清 水 栄 利 子 君	産業建設部長	宮 川 昌 和 君
上下水道部長	山 田 英 穂 君	消 防 長	加 藤 義 久 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲 尾 和 彦	議 事 課 長	大 原 守 人
書 記	村 瀬 俊 彦	書 記	杉 本 昌 哉

午前9時30分 開議

○議長（杉村義仁君）

おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（杉村義仁君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、質問順位に従いまして、順次許可することにいたします。

最初に、質問順位8番の17番・高松幸雄議員の質問を許します。

高松議員。

○17番（高松幸雄君）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、愛西市の小・中学校のことをテーマに、学校適正化事業について、学校の体育館整備についてと学校給食費無償化について質問をさせていただきます。

まず初めに、学校適正化事業について質問をいたします。

平成26年から始まりました教育委員会が進める学校適正化事業は、これまで議会の中でも多くの議員が取り上げ、協議を進める中で幾多の転換をたどってきました。

平成27年に愛西市立小中学校適正規模等基本方針が策定され、平成29年には立田地区、八開地区の小・中学校を1つに再編する方向性が打ち出されました。令和3年には、有識者を迎えて愛西市立小中学校適正規模適正配置等検証委員会が設置され、委員会からの提言を踏まえて、令和4年に愛西市立小中学校適正規模等基本方針を改定いたしました。この方針に基づいて、有識者、保護者や総代の代表による愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会が設置され、基本計画協議会案を策定しました。

続いて、この協議会案をそれぞれ具体的に検討するため、4つの地区に有識者、保護者、総代などによる愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策地区検討協議会を設置しました。この地区検討協議会では残念ながら目的の達成には至りませんでした。教育委員会は、地区検討協議会前の検討協議会の協議案を踏まえた上で、令和5年3月に愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画案を示しました。

令和5年に入り、市民への周知や不安の解消を図るため、毎月の広報と同時に愛西市教育委員会からのお知らせを回覧するとともに、立田、八開地区で座談会を開催しました。その後、改めて立田、八開地区の市民を対象に意向調査を実施し、これまでの経緯なども含めて教育委

員会で協議を重ね、令和5年12月、第1期愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画案がまとめられ、令和6年1月9日から1月31日までの間にパブリックコメントが実施されました。

以上のように、これまでも幾つもの段階において、有識者をはじめ、多くの保護者の皆様など様々な方から御意見をいただき、教育委員会でも何度も協議した結果、今回の基本計画案が作成されたと理解をしています。

そこで、1月に実施したパブリックコメントの結果と、どのような御意見がいただけたのかお尋ねをいたします。

続きまして、パブリックコメント期間中も含め、現在の教育委員会における取組状況をお尋ねいたします。

学校体育館の整備についてを質問いたします。

昨日の一般質問をされた議員の内容と重複をしますが、通告どおり質問をさせていただきます。

愛西市の小・中学校にはそれぞれ体育館が整備されています。子供たちは、入学式から卒業式まで、学校に通っている間に多くの時間を体育館で過ごします。また、子供たちの学校生活だけでなく、市民団体のスポーツ活動の場として、平日の夜間や休日にも学校体育館は利用されています。そして、有事の際には、学校体育館は地域住民の避難所としても利用されています。

本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、心よりお悔やみを申し上げます。また、被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、早期の復興をお祈り申し上げます。

この地震においても、学校体育館を避難所として生活されている方々が多く見えます。多くの人が利用する体育館ですので、安全・安心・快適な環境の下で使用できなければならないと考えています。

学校の校舎と併せて、体育館についても老朽化対策を計画的に進めていく必要があります。12月議会の一般質問では、永和中学校体育館を早期に改築、もしくは改修による老朽化対策に取り組む必要があるとの答弁がありましたけれども、その後の進捗状況をお伺いいたします。

学校の校舎と併せて、体育館についても老朽化対策を計画的に進めていく必要がある中、現在は夏場に猛暑となる日が多くなっています。令和5年9月議会において、学校体育館への空調設備について一般質問があり、導入に向けた準備を進めていきたいとの御答弁がされましたけれども、空調設備の整備についてはどのように考えているのかをお尋ねいたします。

学校給食無償化について質問をさせていただきます。

これも昨日の一般質問をされた議員の内容と重複しますが、通告どおり質問をさせていただきます。

給食費無償化とは、学校給食の費用を生徒の保護者から徴収せず、自治体や国が公費を用いて賄う制度のことです。この制度は、全ての子供が平等に栄養バランスの取れた学校給

食を食べることができ、経済的な困難から子供の健康や学習機会が損なわれないようにすることを目的としています。

給食無償化の背景には、子供たちの家庭が直面する経済的問題が存在します。その結果、子供たちの学習意欲や学力に影響を及ぼしているのではないかと懸念されています。こうした問題を解決するために給食費無償化が提案され、既に一部の地域ではその実施が始まっています。

学校給食は、子供たちの成長や健康維持にとって不可欠であり、それを支える環境整備は社会全体が取り組むべき課題と言えます。給食費の無償化はこの課題解決の一環であり、重要な施策です。

子供の健康や学力の向上という視点から見ると、給食は、栄養バランスのよい食事を提供し、子供たちの成長や発達を支える重要な役割を果たします。さらに、給食を通じて食育を学び、社会性を育む機会が得られます。このように、学校給食が子供たちの心身や健康や人間形成に与える影響は計り知れません。

子供の貧困や格差の解消という観点からも給食費無償化の必要性があります。給食費を支払えない家庭は、給食を受けられない場合もあります。これは子供たちにとって不公平であり、学校生活や友人関係にもネガティブな影響を及ぼします。給食費を無償化することで、全ての子供たちに平等な機会を与えることができ、社会的格差の解消にもつながるのです。

給食費を無償化することで、保護者の経済的な安心感を向上させ、子育ての意欲を高めることもできます。

そこで、学校給食費の無償化について、全国の動向と状況をお尋ねいたします。

以上、総括質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目1点目、小中学校適正化事業に係るパブリックコメントの結果について御答弁させていただきます。

令和6年1月9日から1月31日まで実施しました第1期愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画案のパブリックコメントにおいて、82人から136件の御意見等をいただきました。

御意見等の主な内容は、学校適正化について、計画的に学校規模の適正化を進め、教育の充実を進めていただきたいや、情報提供や説明会、座談会も実施して進めているのであれば自信を持って進めてほしい、地域のことより子供たちの教育を一番に考えてほしいなど、学校適正化を進めることにおおむね肯定的な御意見をいただきました。

また、地域の小・中学校をなくさず、小規模校のよさを生かし、目の行き届いた教育をしてくださいや、子供に通学の労苦を強い、地域のコミュニティーが希薄し、結果として過疎化が進んでしまいます。学校の老朽化対策こそ最優先して進めるべきですなど、おおむね否定的な御意見もいただきました。

なお、第1期基本計画案において施策として示していない永和中学校は、生徒数の推移を注視し、過小規模校となるまでに佐屋・立田統合中学校へ追統合するに係る内容についても御意

見をいただきました。

続きまして、現在の取組状況についてでございますが、第1期基本計画案では、佐屋小学校の老朽化対策、現在の佐屋中学校の場所に現在の立田中学校区と佐屋中学校区の全部を一つの学区とする新たな中学校を配置する、現在の佐織西中学校の場所に現在の八開中学校区と佐織西中学校区の全部を一つの学区とする新たな中学校を配置する、現在の立田中学校の場所に現在の立田南部小学校区と立田北部小学校区の全部を一つの学区とする新たな小学校を配置する、学校施設の老朽化対策等の5つの施策に取り組むこととしております。

この5つの施策に取り組むに当たり、学校、保護者、地域住民と各施策の関係者で構成する準備委員会（仮称）を施策ごとに必要に応じて設置します。計画策定後、準備委員会において検討、協議を円滑に行うために、現在、関係校の教員を委員とする佐屋小学校老朽化対策検討委員会並びに学校規模適正化課題検討委員会を設置し、検討、協議を進めております。

また、学校規模適正化に係る取組を未就学児や小・中学生の保護者、地域の皆様に御理解、御協力をいただけるよう、広報「あいさい」、ホームページ、SNS、地域での回覧及び保護者向け配付物などにより継続して周知を図っております。

続きまして、大項目2点目、小・中学校体育館の整備に係る永和中学校をはじめとする施設整備についてでございますが、学校の体育館は鉄筋コンクリート構造のため、減価償却資産の耐用年数等に係る省令によれば、耐用年数は47年とされています。学校施設の老朽化対策においては、耐用年数の残存期間を踏まえつつ、校舎、体育館などの施設や設備の老朽化状況などを総合的に勘案して、必要に応じて躯体の劣化状況等を調査する健全度調査を実施いたします。その調査結果を踏まえて、改築や大規模改修などの対策を順次進めていきたいと考えます。

なお、令和6年度には、雨漏りによる天井壁の剥落などの現状から、永和中学校の体育館の躯体の調査を予定しております。

続きまして、空調整備への更新についてでございますが、学校体育館に空調設備を整備することは、熱中症対策などに大きな効果が見込まれます。

令和4年9月現在で、武道場を含めた学校体育館等における冷房設備設置率は、全国で11.9%、愛知県では7.8%となっております。

愛西市立の小・中学校では立田中学校の体育館にのみ空調設備が設置されていることから、中学校の体育館の空調設備整備に向け、令和6年度に佐屋中学校、八開中学校、佐織中学校及び佐織西中学校の体育館において、アリーナのギャラリィ柵に大風量の強力スポットエアコンを設置したいと考えます。永和中学校につきましては、令和6年度に躯体の調査を予定していることから、調査結果に応じた老朽化対策の実施に合わせて、速やかに空調設備の整備を進めたいと考えます。

続きまして、大項目3点目、学校給食費無償化に係る全国の動向と状況についてでございますが、令和5年6月に閣議決定されましたこども未来戦略方針では、学校給食費の無償化の実現に向けて、まずは学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかにを行い、1年以内にその結果を公表する。そ

の上で、小・中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め、課題の整理を丁寧に行い、1年以内にその結果を公表するとされております。そして、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針2023では、学校給食無償化の課題整理等を行うと明記されたところでございます。以上でございます。

○17番（高松幸雄君）

御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず学校適正化事業について、令和6年1月9日から1月31日までの間にパブリックコメントでいただいた御意見の内容を教育委員会としてはどう分析しているのかお尋ねいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

パブリックコメントの実施に際し、令和4年の愛西市立小中学校適正規模等基本方針改定時における32人から75件と比較して、第1期基本計画案を多くの市民の皆さんに熱心に取り組んでいただいたと考えます。

御意見等につきましては、学校適正化を進めることに関する賛否だけではなく、通学路や通学方法、再編時期など具体的な施策についても多数御意見をいただきました。

学校規模適正化に向けた具体的な取組などについて、各施策に係る個別計画の策定を進め、児童・生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者、地域住民の皆様に対して早期に明示する必要があると考えます。以上でございます。

○17番（高松幸雄君）

それでは、パブリックコメントでいただいた御意見を基本計画案の中にはどのように盛り込むのかをお尋ねいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

パブリックコメントでいただきました御意見につきましては、令和6年2月に実施した分析を踏まえ、3月に開催する教育委員会において協議いたします。

なお、参考資料の各小・中学校カルテにおいて、永和中学校は、生徒数の推移を注視し、過小規模校となるまでに佐屋・立田統合中学校へ追統合するをはじめとする愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会からの提案に関する記述は削除します。以上でございます。

○17番（高松幸雄君）

パブリックコメントは公表されると思いますけれども、それをどのように公表するのかお尋ねいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

広報「あいさい」やホームページのほか、各支所などに閲覧コーナーを設けて市民の皆様へお知らせいたします。以上でございます。

○17番（高松幸雄君）

それでは、関係校の教員を委員とする佐屋小学校老朽化対策検討委員会並びに学校規模適正

化課題検討委員会を設置して検討、協議を進めているとの答弁がありましたけれども、佐屋小学校老朽化対策検討委員会並びに学校規模適正化課題検討委員会の構成のメンバーを教えてください。

**○教育部長（佐藤博之君）**

佐屋小学校老朽化対策検討委員会は、佐屋小学校長、教頭、教務主任及び校務主任の計4人が委員を務めております。

学校規模適正化課題検討委員会は、立田南部小学校長、八開中学校長、佐織西中学校教頭、立田南部・立田北部小学校の校務主任、佐屋・立田・八開・佐織西中学校の校務主任の計9人の教員が委員を務めております。以上でございます。

**○17番（高松幸雄君）**

分かりました。

それでは、佐屋小学校の老朽化対策検討委員会並びに学校規模適正化課題検討委員会の開催の状況と協議の内容についてお尋ねいたします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

佐屋小学校老朽化対策検討委員会は、令和6年1月に1回開催し、令和6年3月にも開催を予定しております。委員会では、国が示す新しい時代の学びを実現する学校施設のイメージや他自治体の施設整備などを参考に、佐屋小学校の老朽化対策を実施する際に検討すべき事項について検討、協議を進めております。

学校規模適正化課題検討委員会は、令和6年1月、2月に各1回開催し、令和6年3月にも開催を予定しております。委員会では、他自治体で学校再編時に検討された事項などを参考に、教育計画や学校運営、学校施設や通学路、地域課題等について、課題の洗い出しから具体的な検討、協議を進めております。以上でございます。

**○17番（高松幸雄君）**

ありがとうございます。

それでは、令和5年11月に実施された愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策に関する意識調査の結果では、各地区とも賛成、おおむね賛成と回答された方が多いものの、具体的に進めていくとなると適正化に課題や不安をお持ちになる方は依然として多く見られると思います。計画案には、計画策定後には施設ごとに準備委員会を設置して課題の解決に当たると記載されていますけれども、準備委員会が速やかに機能するように、また課題や不安の見落としがないように要望いたします。あわせて、教育委員会として適正化事業を進めるに当たり、適正化の目的や課題に対する対応、進捗などを丁寧に保護者や地域の皆様に説明していただき、教育委員会、保護者、地域の3者が一体となってこれからの予測困難な時代を生き抜く力を持った子供たちが育まれる環境を整えていただくことを期待します。

続きまして、学校の体育館整備についての再質問をさせていただきます。

令和6年度に、佐屋中学校、八開中学校、佐織中学校及び佐織西中学校の体育館において、アリーナのギャラリー柵に大風量の強力スポットエアコンを設置したいとの答弁でございませ

たけれども、中学校の体育館だけに空調設備を整備することとした、まず経緯と、大風量の強力スポットエアコンの設置とした理由をお尋ねいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

中学校では、体育の授業や学校行事のほか、部活動でも使用するため、小学校と比較して多く利用され、熱中症対策が必要と判断して整備を計画いたしました。

空調設備につきましては、県内外で整備されている手法を参考に、空調効果、整備費用、整備期間などを総合的に勘案し選定いたしました。以上でございます。

○17番（高松幸雄君）

それでは、学校体育館で1年間には実際にどのくらい使用されているのかお尋ねいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

平均的な使用頻度につきましては、市内の平均的な学校規模として、小学校で8クラスある市江小学校並びに中学校で9クラスある佐織中学校における体育館の使用回数並びに令和5年度使用見込みを基に算出いたします。

小学校におきましては、体育の授業や学校行事、学校会合を合わせて1年間で延べ約1,100回使用しています。また、中学校におきましては、体育の授業や部活動、学校行事、学校会合を合わせて1年間で延べ約1,600回使用しています。

なお、中学校の体育館は、小学校の体育館と比較して部活動での使用がかなり多い状況となっております。以上でございます。

○17番（高松幸雄君）

小学校、1年間で延べ約1,100回でしたね。それで、中学校においては、体育の授業や部活動や学校行事、学校会合を含めて1年間で約1,600回という答弁でございました。中学校の体育館は、小学校の体育館と比較して部活動が多いという状況だという答弁でございました。

それでは、これまでに市内中学校の体育館に実施した改修や工事の内容についてお尋ねいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

昭和56年以前に建てられた体育館のうち耐震性がなかった体育館は、平成15年から平成22年までに耐震補強工事や取壊しを実施しました。また、つり天井やバスケットゴール、壁面の時計など、構造躯体と直接つながっていない非構造部材の耐震改修工事を平成26年から令和2年までに全ての体育館で実施いたしました。以上でございます。

○17番（高松幸雄君）

ありがとうございます。

夏の暑い時期には、子供たちは体育館の利用や部活動を、まずどのように行っているか。また、熱中症に関して、今どのような状況なのかをお尋ねいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

運動場や体育館、プールなどの各施設で暑さ指数（WBGT）を測定し、最も安全に運動できる施設を利用して体育の授業や部活動を実施しています。

なお、測定の結果により、激しい運動を伴わない種目への変更や空調設備のある教室を利用した授業等に切り替えております。

一部の部活動において、重篤なものではありませんが、熱中症の症状が疑われる状況に対応する場合があります。速やかに体を冷やし、水分を補給するなどの対処をすることとしております。以上でございます。

#### ○17番（高松幸雄君）

最も安全な運動をできる施設を利用して体育の授業や部活動を実施していると、激しい運動を伴わない種目への変更や空調設備のある教室を利用した授業に切り替えて行っているという御答弁がありました。熱中症等、最近本当に暑さで多くなっておりますので、そういったところをしっかりと対処していただきたいと思っております。

12月議会の一般質問で、大規模改修をするのであれば、災害時において地域の避難所となる学校体育館を建て直しするとともに、空調設備についても導入に向けた検討をしていただけることを要望しましたが、中学校の体育館に空調設備の整備を新年度予算として事業化されたことは、地域住民や利用者にとっては非常に喜ばしいことであると思っております。

学校の体育館は、子供たちが体育の授業や部活動を行い、入学式や卒業式、文化祭などのイベント会場となり、PTA活動で保護者が利用するなど、学校生活において多くの場面で使用されています。また、夜間や休日にはスポーツ団体などに開放され、市民の健康増進にも使用され、有事の際には避難所として地域の生活の場となるなど、多岐にわたる役割を担っています。愛西市の学校に通う子供たちだけではなく、学校体育館を利用する多くの市民が安全に安心して利用できる施設となるよう、愛西市教育委員会には、空調の整備をはじめ、バリアフリー化や避難所としての機能確保など、体育館のさらなる整備を進めていくようお願いを申し上げます。

次に、学校給食無償化について質問させていただきます。

給食費は、全国年間平均で約5万円弱に及び、これは子育て世帯にとって大きな負担になります。特にコロナ禍や物価高騰により収入が減ってしまった家庭においては、給食費の支払いが困難な状況であります。

現在、愛西市立小・中学校に通う子供の給食費保護者年間負担は幾らぐらいになるのかお尋ねをいたします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

給食費の無償化を実施していない場合の小学校に通う児童の給食費は、1食当たり290円のうち、本市が10円を補助し、保護者は280円を負担します。児童1人当たり年間では5万4,000円ほどです。

中学校に通う生徒の給食費は、1食当たり330円のうち、本市が10円を補助し、保護者は320円を負担します。生徒1人当たり年間では6万1,000円ほどです。以上でございます。

#### ○17番（高松幸雄君）

小学生、児童1人当たりは年間で5万4,000円ほど、大体平均ぐらい。中学生、生徒1人当

たり年間で6万1,000円ほどかかるということでございます。6万1,000円、大きいですね。

学校給食費の無償化については、多様な観点から幅広い論議が行われています。学校給食費の無償化によって子供たちが受ける恩恵は多大であり、保護者からは全国的な導入が求められています。しかし、その一方で、必要な財源の調達や給食の品質への影響といった課題も浮かび上がっています。

そこで、学校給食費を無償化を実施した際のメリットとデメリットを教えてください。

**○教育部長（佐藤博之君）**

学校給食費の無償化によるメリットは、子育て世帯の経済的負担の軽減に加え、学校での給食費の集金に係る事務の負担軽減を削減することができることから、教員が子供たちの学習等のために費やす時間を確保することができます。

デメリットといたしましては、給食無償化に伴う財政負担として財源の確保が課題であり、財源確保のために他の事業縮小やサービスの低下が懸念されること、また給食の質が低下するのではないのかとの不安が上げられます。

本市では、そのようなデメリットが生じることのないよう、安心して安全な学校給食の提供に取り組んでまいります。以上でございます。

**○17番（高松幸雄君）**

学校給食費無償化については、やっぱりメリットもあるけれども、その反面、デメリットもあるということでした。今回、そういった意味では、本市ではデメリットが生じることのないように、安心して安全な学校給食の提供に取り組んでまいりますという御答弁をいただきました。どうかよろしく願いいたします。

それでは、学校給食費の無償化を実施した場合は財政負担が伴ってくるわけですが、学校給食無償化を実現するには、限られた予算から費用を捻出しなければなりません。しかし、税金を主な財源とした予算には、教育のほかにも様々な福祉や公共サービスのための費用が含まれております。そのため、新たな財源を確保するには、ほかの公共サービスを削減したり、新たな税制を導入するなどの対策を検討する必要も出てきます。

そこで、学校給食費無償化を実現した場合、市としてはどのくらいの財源が必要になるのかお尋ねをいたします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

愛西市立の小・中学校の給食費の無償化を実施するには、小学校で約1億4,828万円、中学校で約9,789万円の合計約2億4,617万円が必要となります。以上でございます。

**○17番（高松幸雄君）**

ありがとうございます。

学校給食費無償化を実施するには、相当な、やはり財源が必要になるということでございます。小学校では1億4,828万円、中学校は約9,789万円と、合計約2億4,617万円必要になるということでした。

今回、愛西市としては、中学校の給食費無償化をするということで、約9,000万、1億近く

必要となるということになります。

愛西市の小・中学校の給食費を無償化するには、それだけの財源が必要であるということはいくぶん分かりました。

それでは最後に、学校給食費無償化について、本市としての考えをお尋ねいたします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

小・中学校の給食費の支援については、学校給食に要する経費のうち、食材料費以外の光熱水費、施設整備費、修繕費、人件費等については市が負担し、さらに児童・生徒の食材料費に対し、1食当たり10円を本市が恒常的に補助しております。

また、国の交付金を活用し、令和2年6月から令和3年3月、令和3年6月から令和3年12月、令和4年4月から令和5年3月まで給食費を無償化し、令和5年9月から令和5年12月までは1食当たり30円を上乗せし補助、その後、令和6年1月から令和6年3月まで無償化しております。

令和6年度当初予算では、愛西市立小学校に通う児童に対しては、市単独事業として引き続き10円補助を実施し、また一般財源を活用した学校給食に対する支援をしている自治体が限られている中、愛西市立中学校に通う生徒に対しては、これまで市単独事業として実施してきました1食当たり10円の補助を拡充し、学校給食費を無償化するための予算を提案しているところでございます。以上でございます。

#### ○17番（高松幸雄君）

これまでも物価高騰によって、いろんな給食費と副食費、保育園、幼稚園の副食費等の補助をしていただいております。その中に当たって、これから先はそういったことも見込めない中で、今回の中学生の学校給食費無償化ということは非常にありがたいと思っております。

最後に、小・中学校の給食費の支給について、令和6年度の当初予算で愛西市立小学校に通う児童に対して、市単独として、引き続き10円の補助を実施というのを拡充して一般財源を利用した支援をする、そういった自治体は限られています、今。その中で、愛西市に通う生徒に対して、市単独として実施してきた補助、10円当たりの補助ですね、そういったことをまたさらに拡充して無償化するための予算を提案されたということで、本来、学校給食費は、制度の公平性を保つために、国の指導や補助による全国一律の基準設定が必要で、国が私が行うべきだと考えています。しかしながら、国が無償化を決めるまでに市が中学生の給食無償化を決めたということは、大変にありがたいこととあります。給食費無償化により給食費を賄うための予算が増大しますけれども、愛西市の子供たちのためにいち早く実施される市長の勇気の決断に感謝を申し上げます。

また、今後は、一刻も早く国が給食費の無償化を決めて、全ての子供たちが平等に制度を利用できる環境になることを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ○議長（杉村義仁君）

17番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時20分といたします。

午前10時11分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（杉村義仁君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位9番の12番・佐藤信男議員の質問を許します。

佐藤議員。

○12番（佐藤信男君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、文化会館と生涯学習について質問をさせていただきます。

愛西市は、平成21年3月に愛西市生涯学習推進計画を一人一人の学習活動を総合的、計画的に支援していくための指針として策定しています。人生100年という超高齢社会、急激な人口減少、財政状況や情報環境の変化等、愛西市を取り巻く社会情勢は急速に変化しており、これらの課題解決に積極的に取り組むことを求めています。

どのような時代になっても、私たちはやはり学びによって自己を高め、その学びを通じて地域における人のつながりや絆を得ることが大切であると考えます。このことは、平成23年3月に発生した東日本大震災の折、避難所等での地域住民の絆、ネットワークがいかに重要であったかによって再認識されたところです。同じように、最近では能登半島地震で、まさに絆やコミュニティや地域のネットワークの大切さがテレビや新聞で報道されていました。緊急時における対応力の違いが、結果的に大きな影響力を及ぼしているとのこと。こんなことを改めて再認識した次第です。

このようなことから、地域の力を結集することが様々な社会の課題解決に役立っていくものと考えられています。

市は、平成31年度から、改めて生涯学習を総合的に推進するための指針として第2次愛西市生涯学習推進計画を策定しています。これは、2026年度までの8年間の推進計画です。内容に関しては、従来のことを踏まえ、変更すべき点や新たな課題を検討し、策定に当たり、市民の方に生涯学習に関するアンケート調査を行い、これらの内容を検証し、進めています。

具体的な内容を紹介します。

日本は、超高齢社会となっていき、愛西市の高齢化率は30%を超え、全国平均や愛知県平均と比較しても高い値となっています。今後は、さらに高齢化が進んでいくと予想されています。

そこで、高齢期を迎えても心身ともに健康で豊かな生活を送っていくための学習やスポーツ、これまでの人生で培った経験や知識を社会に生かす場の提供など、様々な取組を求めています。

中には、スマートフォンの普及によるソーシャルネットワーキングサービスで新たなつながりが生まれています。しかしながら、こうした技術を使いこなせる者とそうでない者の格差や、利活用が十分に進んでいないことなどの課題解決や、使いこなせない高齢者のための学習機会の提供など、ICTを利用した生涯学習を推進することを求めています。

また、地域とのつながりの変化に関しては、地域における人と人とのつながりが希薄化している現在、公民館などで学びの機会や仲間づくりを通じて地域社会のつながりを強くしていく努力が必要です。そうすることにより、万が一の災害の発生時には、避難所の造設や運営等を円滑に進めるため、地域の絆、ネットワークの重要性が再認識され、重要な働きになると考えます。

また、社会情勢の変化に関しては、核家族化、少子化に加え、女性の就労率が上昇し、家庭教育、家庭生活にも様々な工夫が必要となってきました。

急速な技術革新によって、情報通信技術をめぐる環境は大きく変化しています。このような環境では、情報活用能力などの力を身につける機会を設けることやトラブルを回避する教育も必要となってきます。こういった当面の対応が生涯学習に必要なことだということで取り組み、進められています。

一方で、市には様々な生涯学習施設があります。とりわけ公民館、図書館など社会教育法に規定される社会教育施設は、社会教育主事、学芸員、図書館司書などの専門職員を配置し、市民や社会のニーズのほか、行政の動向を的確に把握しながら、効果的なプログラムづくりや運営上の改善、工夫に努めています。また、学校や他の生涯学習関連施設とのネットワークづくりを進めたりするなど、中心的な役割を担っています。公民館、文化会館、スポーツ施設などで文化芸術活動、スポーツ活動に関連する団体、サークル等を応援しています。

こういった施設の利用はもちろん、今後はコミュニティセンターや地区の集会所なども生涯学習施設として捉え、講習会などに利用してもらい、催物の情報や様々な文化に関する情報を発信していく場所として活用できる方向に仕組みを整えていこうとしています。また、今後、地域と学校が連携して、学校施設を生涯学習の発展や活動の場に活用できるよう推進しようとしています。

生涯学習施設は、小さい頃から催物や施設見学などで利用して、大人になってからも身近な施設として長く利用していただけるよう工夫しようとしています。こんな計画が進められていますが、まずは小項目1つ目の生涯学習の推進の中心的な施設である文化会館についてお尋ねします。

文化会館の建築年次、面積、利用内容、開館日、そして利用料の変更に伴う利用件数の増減についてお伺いいたします。

次に、生涯学習についてですが、そもそも生涯学習とは、私たち一人一人が興味や生きがいを感じる学習の素材を自由な意思で選択し、学習形態にとらわれず、人生を豊かにするための学ぶ活動ではないでしょうか。健康のためのウォーキングや自宅でインターネットを使って何かを調べるのも生涯学習です。知りたい、学びたい、体を動かしたいと思ったことを自分から進んで行うことは、全てが生涯学習だと言われております。いつでも、どこでも、誰もが自発的な意思によって学習し、自己を高め、充実した人生を送ることができ、個人の学習活動の充実だけでなく、一人一人が学習活動で生きがいを見つけたり知識や技術を習得したりした成果を活用し、人と人とのつながりによってさらに発展させることができ、一人一人が学習成果を

社会へ還元することにより、地域力を高め、活気に満ちたまちづくりへつなげることができる、そんなことではないでしょうか。

そこで、小項目2つ目の生涯学習についてお尋ねいたします。

生涯学習の主な事業とその概要や目的についてお伺いいたします。

以上を総括質問といたします。御答弁のほう、よろしくお願ひいたします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、小項目1点目、文化会館に係る施設概要、開館日、利用料の変更に伴う利用件数について御答弁させていただきます。

文化会館は、文化、教養の向上を図るため、昭和60年10月に開設されました。3階建ての建物で、延べ床面積は4,610平方メートルでございます。多様な学習機会や集会の場の提供など、地域社会の形成や地域文化の振興に貢献するため、様々な事業を行っています。

開館日は、愛西市文化会館の管理及び運営に関する規則に基づき、隔週月曜日と年末年始、一部祝日の翌日以外は開館しております。

利用料は、令和4年4月1日から、市内利用者が営利目的かつ入場料を徴収する場合は規定料金を4倍に、また市外利用者が通常利用する場合は規定料金を2倍、入場料を徴収する場合は3倍、営利目的の場合は4倍、営利目的かつ入場料を徴収する場合は8倍に変更いたしました。

利用者数は、市内利用者が営利目的かつ入場料を徴収する場合並びに市外利用者が通常利用や営利目的の場合の利用者数は減少し、市外利用者が営利目的かつ入場料を徴収する場合の利用者数は増加しております。

続きまして、小項目2点目、生涯学習に係る主な事業、その概要、目的についてでございますが、主な生涯学習事業といたしましては、文化祭やあいさい音楽祭、二十歳の集い、市民大学、社会教育講演会などを実施しています。

文化祭は、市民に文化活動の機会を設け、文化の向上を図るため、文化祭実行委員会が運営の中心となり実施しています。

あいさい音楽祭は、音楽を発表する機会を設け、若手音楽家の育成指導、音楽文化の振興を図るため、あいさい音楽祭実行委員会が運営の中心となり実施しています。

二十歳の集いは、二十歳という区切りの年に成人としての自覚を再認識することを図るとともに、旧友との交流の機会を設けるため実施しています。

市民大学は、毎年テーマに沿った内容で大学の先生に講演いただいています。

社会教育講演会は、家庭教育推進事業の一環として、家庭における対話のきっかけづくりとして実施しております。以上でございます。

#### ○12番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

では、順に再質問させていただきます。

文化会館のほうからお願いいたします。

先ほどの総括質問で利用料の変更に伴う利用者数の増減をお聞きしましたが、文化会館の施設利用者数は、コロナ期間を含め、どのような人数になっているのかお尋ねいたします。令和元年以降でお願いいたします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

令和元年度の利用者数は7万1,316人、令和2年度は2万3,821人、令和3年度は4万1,744人、令和4年度は8万2,158人でした。令和5年度は、12月末現在で7万2,004人でございます。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

順調に利用者の回復傾向が見え、喜ばしいことだと思います。今後も引き続き利用者数の増加を目指していただきたいと思います。

次に、最近では、スマホの利用者は小さいお子様からお年寄りまで随分幅広い層の方が利用されるようになりましたが、文化会館におけるフェイスブックの利用状況についてお伺いいたします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

指定管理者がフェイスブックを利用して講座の開催や募集案内、開催結果などを発信しています。現在のフォロワー数は37人です。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

私はちょっとフォロワー数が寂しい気がしますが、今後、もっとこういったSNSを活用することは必要だと考えますが、利用の拡大や有効活用についてはどのように考えているのかお伺いします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

幅広い年代の方に情報発信するため、引き続きフェイスブックを活用していきます。

また、指定管理者におきまして、フォロワー数の増加に向けた取組や情報発信の充実を図るために、LINEなど他のSNSの活用も検討されております。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

時代に即して今後も充実させていくようお願いいたします。

次に、指定管理者による講座がありますが、講座内容、講座数、参加者数についてお伺いいたします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

令和5年度における講座は、料理講座やものづくり講座、健康講座、教養講座、映画会、観劇会など36講座を実施しております。12月までに開催されました26講座における参加者数は、延べ835人です。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

幅広く講座を実施され、指定管理者の方の手腕により、市民のための生涯学習の一助となり、効果的に運用されることは非常によいことだと思います。これからもよろしく願いいたします。

では次に、総括質問で文化会館の施設概要をお尋ねしましたが、昭和60年に開設されていますが、もう間もなく40年を迎えます。建設され40年も経過すればいろいろ老朽化してくると思いますが、最近の修繕内容についてお伺いいたします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

令和3年度に直流電源装置修繕工事、令和4年度に屋上防水工事、令和5年度にはホール舞台幕取替え修繕工事を実施いたしました。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

今後もこの文化会館の維持管理に経費はかかると思いますが、今後の修繕計画はどのようなになっているのかお伺いいたします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

令和6年度に雨水配管取替え修繕、揚水ポンプ圧力計修繕工事及び空調機設備改修工事を予定しております。

また、施設の現状や修繕の優先順位などを考慮して、トイレの洋式化などの大規模修繕を計画していきたいと考えます。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

計画的な修繕により、安心して利用でき、これからも多くの方に活用され、生涯学習の拠点となるようお願いいたします。

それでは、小項目2つ目の生涯学習についての再質問を行います。

先ほどの総括質問の中で、答弁では主な事業として文化祭、あいさい音楽祭、二十歳の集い、市民大学、社会教育講演会の答弁をいただきましたが、生涯学習の原点は、愛西市民一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通して意欲的に学べる環境をつくり、学習成果を生かした自発的な活動を支援し、地域の活性化や発展につなげることを目的としていると考えておりますが、こういった状況の中、まず最初に文化祭について再質問をさせていただきます。

交付金は幾らなのか、出演、出品数はどれくらいなのか、また状況はどのようなのかお伺いいたします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

文化祭は、文化祭実行委員会が運営を行い、実行委員会に対して180万円を交付しています。

出演、出品数の状況につきましては、令和4年度は、コロナ禍を考慮して呈茶券の販売を控え、ホール利用人数の制限を行うなど、縮小して開催しました。令和5年度は通常開催とし、

芸能発表については、観客数も含め制限を行いませんでした。

芸能発表は、佐屋会場におきまして、令和4年度は24団体270人、令和5年度は29団体357人、佐織会場におきましては、令和4年度は15団体191人、令和5年度は17団体214人が出演しました。

作品展は、佐屋会場におきまして、令和4年度は39団体512人、令和5年度は32団体452人、佐織会場におきましては、令和4年度は20団体204人、令和5年度は21団体184人が出品しました。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

作品展については若干減少しているように見受けられますが、今後の課題となるかもしれません。

では、文化祭を盛況にするための対策などを検討しているのであればお伺いいたします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

文化祭の開催や芸能発表、作品展示の募集について、広報「あいさい」やホームページ、SNSを活用して周知を行っています。芸能発表並びに作品展示数、来場者数の増加を図るために、広報活動等の充実を考えてまいります。

また、文化祭実行委員会におきまして、ワークショップやコンサートの開催など、新たな取組も計画されております。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

やはり新たな取組を検討され、新しい空気を取り込むことは大切だと考えますので、期待をしております。

では、次に進めさせていただきます。

今年は来賓として参加させていただきましたが、二十歳の集いの構成内容、対象人数、出席者数についてお尋ねいたします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

二十歳の集いでは、式典で主催者並びに来賓挨拶、恩師からの花束贈呈を行ったほか、抽せん会などのアトラクション、記念撮影を実施しました。

令和5年度の対象人数は627人、出席者数は552人でした。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

では、二十歳の集いの目的の一つに成人としての自覚の再認識としていますが、どんな内容の自覚の再認識なのかお伺いいたします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

二十歳という人生の節目を機に、改めて社会における責任などを自覚していただくことでございます。以上でございます。

○12番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

それぞれの理由はあると思いますが、出席率は8割を超えていますし、この二十歳の集いの内容を含め、意義あるものだと実感をしました。また、将来、青春時代の懐かしい思い出の一つになるといいのかなと、こんなことも思いました。

では次に、文化協会への補助額、加入団体数の増減、加入手続の主な条件をお伺いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

文化協会に対して270万円補助金を交付しています。

加入団体数は、令和3年度が79団体、会員数は1,082人、令和4年度が76団体、会員数は996人、令和5年度が69団体、会員数は880人です。

文化協会に加入する条件は、原則として愛西市内に在住または在勤の方で組織されたおおむね10人以上の団体であり、かつ主な活動場所が愛西市内である団体としています。また、団体の代表者は2団体以上の代表者を兼ねることができないことや、営利、政治、宗教活動を目的としないことも併せて条件としております。以上でございます。

○12番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

先ほどの答弁によりますと、文化協会の加入団体数や会員数が減少傾向にありますが、文化協会の活動を活発化するための対策などはどう考えているのかお伺いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

文化会館や佐織公民館において、文化協会など活動団体の作品を展示し発表の場を設けるとともに、来館者の方へ活動内容を知っていただく機会としております。また、文化協会事業の計画などに関する相談支援や文化協会加入促進に向けた支援を行っております。

文化協会加入団体の増加等を図るため、生涯学習講座を通じた活動団体の育成などの取組を進めていきたいと考えます。以上でございます。

○12番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

では次に、婦人会についてお尋ねします。

婦人会への補助額、団体数、それと加入状況についてお伺いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

婦人会に対して80万円の補助金を交付しています。

令和5年度の加入団体数は2支部11分会で、会員数は117人です。以上でございます。

○12番（佐藤信男君）

ありがとうございます。

会員数が少ないのに少し驚きましたが、いろんな理由により減少していったのだと思いますが、この婦人会の活動を円滑にするための対策などは検討されているのかお伺いいたします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

生涯学習講座として婦人会による講座を毎年開催するとともに、作品を展示する場を設けています。

また、婦人会では、従来の活動に加えて、新たな取組として、広く一般の方を対象とした映画会などを実施されてみえます。令和5年度に開催された映画会では、90人の参加がありました。

今後も、婦人会の活動内容について周知を図るとともに、活動を支援していきたいと考えます。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

ぜひ新たな取組を立案し、婦人会の活動に積極的に参加できるように進めていただきたいと思います。

地域によっては、婦人会活動に限らず、地域で活動できる核となる団体がないところでは、今後ますます地域の絆やコミュニティーが薄れていくのではないのでしょうか。愛西市の中でも、少し細かく分析すれば、農業地域における問題、住居地域における様々な問題があります。生涯学習における問題ではないことは重々承知しておりますが、生涯学習はその一端を担っていることは否定できないと思います。愛西市の将来を見据える上で大切なことではないでしょうか。

では次に、市民大学並びに社会教育講演会の内容と参加者数をお伺いします。また、企画の決定方法についてもお伺いいたします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

市民大学、愛西deカレッジにつきましては、令和5年度は文学をキーワードに、源氏物語の中の女性たちや江戸時代の文学と佐屋宿の演題で4回開催し、延べ219人が参加しました。

なお、内容は、令和4年度アンケートにおける今後の講座内容について、芸術に関すること、歴史に関すること、気候に関することといった意見を参考に決定しました。

社会教育講演会につきましては、令和5年度はNHK名古屋天気予報士・寺尾直樹氏を講師に講演会を行い、269人が参加しました。

なお、市民大学並びに社会教育講演会の内容は、令和5年度に開催した社会教育審議会において決定されました。以上でございます。

**○12番（佐藤信男君）**

ありがとうございます。

内容についても大変よいことだと思いますので、今後も努力を続けてください。よろしくお願いたします。

それでは、最後に教育長にお尋ねします。

今回の一般質問は生涯学習に関する質問をさせていただきましたが、市全体の生涯学習の中で新たに企画、推進される内容のものもありましたが、生涯学習全体の推進に関しては、少し

閉塞感が漂う感覚を覚えます。これからの愛西市では、特に少子高齢化が推測される中、市の中の役割や地域での役割などを含め、今後の生涯学習の進め方や考え方についてお伺いいたします。

○教育長（河野正輝君）

お答えさせていただきます。

昨年の11月、市民大学講座、愛西 de カレッジでは、年齢を問わず大学教授の話に熱心に耳を傾け、意欲的にメモを取る多くの市民の皆様の自己を高める尊い姿に接することができました。

少子高齢化の中、生涯学習においては、第2次愛西市総合計画並びに第3次愛西市教育大綱、第2次愛西市生涯学習推進計画に示されているように、市民の皆様一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて意欲的に学ぶ環境の整備に努めてまいります。

生涯学習は、いつでも、誰でも、どこでも、始めたいときに気軽に学ぶことができる学習活動です。今後も、アンケートをはじめ、市民の様々なニーズを把握して、多様な世代の方が学習する機会を持つことができるよう、教育部長より答弁させていただいたように、学習プログラムやイベントの充実を図ってまいります。

また、生涯学習に魅力を感じ、学習活動を始めるきっかけとして、文化祭やあいさい音楽祭など、多くの市民が集い、学習の成果を見たり活動する団体や参加者が交流をしたりする機会を新たな視点やアイデアを意識しながら充実、発展させることで、コロナ禍前、より以上に生涯学習の役割を果たすべく、市民の皆様とのつながりや絆づくりを図っていきたくと考えております。

生涯学習に参加するきっかけや入り口となる取組に視点を当て、周知、広報活動に一段と力を注ぎながら、生涯スポーツの人口も含め、生涯学習推進のための環境づくりを進めてまいりますので、御支援をよろしくお願いいたします。

○12番（佐藤信男君）

ありがとうございました。

大変よく分かりました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉村義仁君）

12番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は11時5分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（杉村義仁君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

教育部長。

○教育部長（佐藤博之君）

先ほど佐藤議員に御答弁させていただきました婦人会への補助額でございますが、80万円ではなく84万円でございます。訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

それでは次に、質問順位10番の6番・山田門左エ門議員の質問を許します。

山田議員。

○6番（山田門左エ門君）

それでは、発言通告書に従って一般質問を行ってまいります。

本日は、大項目4点について質問いたします。

まず第1点目ですが、災害時における避難場所としての学校施設の検討について、2点目は、災害時に使う道路の整備計画の進捗について、第3点目は、道の駅再整備計画の工事内容について、そして第4点目は、学校規模適正化計画におけるパブリックコメントの意見集約について、以上4点について質問を行ってまいります。

まず最初の第1点目の災害時における避難場所としての学校施設の検討についてですが、文科省が出している公立小学校・中学校適正規模・適正配置に関する手引によれば、災害時において、学校施設は防災拠点と地域コミュニティの機能を有するとなっております。

今年の令和6年1月1日に発生したマグニチュード7.6で震度7の能登半島地震では、避難するための道路が寸断されたために孤立してしまう集落も多数あり、被害状況もなかなか明らかになりませんでした。避難場所として学校施設に大勢の住民が押し寄せましたが、避難生活する上で最低限必要な水がない、電気がない、トイレも使えない、真冬なのに暖房もないという状況になり、道路の被害も大きく、救援物資を送ることも困難となり、これまでの災害とは異質な救援作業に直面しております。

能登半島の地震は、以前より発生のおそれがあると予報が出ていましたが、事前の準備ができていなかったように思います。

住民が避難する場所は、一般的に学校施設を使うことになっています。近年、防災拠点として整備している自治体が多くなっており、文科省からも、学校施設を単なる教育施設のためだけでなく、避難場所として機能するよう指導書が出されています。

東海地方では南海トラフ地震が予想されていますが、過去には100年から150年ごとに繰り返しています。また、平均発生間隔も88.2年という統計も出されています。前回の南海・東南海地震は1944年と46年なので、既に80年を経過しており、今後30年以内に70から80%の確率でマグニチュード8から9程度の地震が発生すると政府の地震調査研究推進本部が発表しています。

また、地震だけでなく、伊勢湾台風や東海豪雨、日光川決壊などの水害も経験しており、防災が重要な政策となっており、4つの中学校が指定緊急避難場所として決定しています。

一方、愛西市では、平成24年から始まっている学校規模適正化に関する各種委員会や協議会が検討され、令和13年度までの第1期基本計画案が作成されていますが、防災拠点と地域コミュニティについて記述がありません。この理由についてお聞きします。

また、教育委員会は、このような防災拠点としての学校施設について、どんな議論が行われて結論を出したのか、その成果物は何があるのかお聞きします。

次に、大項目2点目として、災害時に使う道路整備計画についてお聞きします。

災害時における道路アクセスの確保は非常に重要であり、避難するための道路整備が必要となっているので、愛西市の都市計画マスタープランに掲げている道路計画の進捗について質問します。

この都市計画マスタープランでは、国道1号線と155号線の4車線化の計画促進があり、県道では、名古屋・蟹江線、あま・愛西線、佐屋・多度線の未整備区間の整備の促進、また給父・西枇杷島線、津島・南濃線、給父・清須線については機能強化を図るとありますが、その整備状況はどうなっているのか質問します。

大項目3点目です。

既に立田道の駅の再整備計画が進められていますが、その工事内容について質問します。

再整備の工事内容では、鵜戸川を挟んで西側と東側に都市公園を2か所も設置する計画となっており、駐車場も2か所に分散して設置することになるため、別々に管理を行うことになり、連絡通路も川を挟んだ狭い歩道しかなく、極めて非効率だけでなく、道の駅の前を通る車両の安全上、危険で問題があると思います。こういった声が住民からも届いております。新たに造る都市公園を既存の道の駅に隣接した場所に集約しなかった理由は何か、お尋ねします。

また、従来、花はす田として農業用地を賃貸借契約を締結していたが、当時のまま契約を継続したほうが投資金額も低減できたのではないかと思います。以前の賃貸借契約の締結時期と平米単価は幾らか教えてください。

次に、第4点目ですが、学校規模適正化計画におけるパブリックコメントの意見集約について質問します。

本年1月に、教育委員会が学校規模適正化の基本計画案、令和6年から13年までですが、これに関するパブリックコメントを行ったが、全体を集約した内容で多かった意見を教えてください。

以上を総括質問としますが、御答弁よろしくお願ひいたします。以上です。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目1点目、災害時における避難場所としての学校施設の検討に係る基本計画案に防災拠点と地域コミュニティについての記述がない理由について御答弁させていただきます。

平成27年に国が策定した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引では、学校規模の適正化の検討は、あくまでも児童・生徒の教育条件の改善の観点を中心に添え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うべきものであると記述されております。また、小・中学校は各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っているとも記述されています。

第1期愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画案は、公立小学校・中学校の

適正規模・適正配置等に関する手引を参考に、本市で育つ子供たちの教育にとって望ましい学校の在り方について、教育委員会として判断し、策定を進めています。

防災や保育、地域交流の場など様々な機能面につきましては、第1期基本計画案の第5章、計画の進め方内の各施策の実現に向けた体制における準備委員会（仮称）を組織して検討、協議を進めていきたいと考えます。

続きまして、教育委員会における議論、その成果物はでございますが、有識者を含めた検討協議会からの御意見、アンケートや座談会でいただいた御意見等を参考に、教育委員会で協議を行い、適正化事業を進めています。本市で育つ子供たちの教育にとって望ましい学校の在り方を第一に考えて協議を進めており、防災や保育、地域交流の場など様々な機能面につきましては、準備委員会（仮称）を組織して検討、協議を進めていくとしております。以上でございます。

### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、大項目2点目、道路整備計画の進捗について及び大項目の3点目、道の駅再整備事業について御答弁をいたします。

大項目2点目、道路整備計画の進捗でございますが、周辺都市との連絡を担います国道1号、国道155号をはじめとした都市計画道路の整備状況といたしましては、県の都市計画道路整備状況調査によりますと、令和4年度までで全延長約32キロメートルのうち10.7キロメートルの整備を行い、進捗率といたしましては33%となっております。

なお、国道並びに県道において、未整備区間や歩道整備、交通安全対策などにより機能強化が必要な箇所につきましては、事業主体である愛知県に対し、引き続き早期実現を強く要望してまいります。

次に、大項目3点目、道の駅再整備事業の公園を1か所に集約しなかった理由との御質問でございますが、道の駅周辺整備事業は、県内有数の集客力を有する既存の道の駅のリニューアルと既存の資源、森川の花はす田を生かした新たな都市公園を一体的に整備し、本市の観光拠点とすることを整備方針としています。この整備方針に基づき、道の駅と都市公園の相互利用を促し、それぞれに付加価値をつけることで市の魅力を広く発信し、交流人口や関係人口の創出、拡大を図ります。

整備内容として、道の駅のリニューアルでは、地元生産者が育てた旬の野菜が並ぶ農産物直売所をはじめ、様々な観光情報を提供する観光案内所、24時間トイレ、フードコートを整備いたします。

また、都市公園では、既存資源、森川花はす田を生かしつつ、花はす田を高所から眺望できる蓮見の丘、全ての子供たちが一緒になって遊ぶことができるインクルーシブ遊具広場、ハスをモチーフとした大型複合遊具を備えたちびっ子広場を整備いたします。そのほか、公園内には、本市を知り、名産物を味わうことができる観光拠点施設、芝生広場などを整備いたします。

続きまして、花はす田についてでございます。

本市の観光拠点として本市の魅力を広く発信する役割を担う施設であることから、これまで

賃借してきた用地を買収し、市の責任において整備をすることが肝要であると考えております。

これまでの賃借料は、場所により違いはございますが、1平方メートル当たり約60円から68円です。また、当初の賃貸借契約は、旧立田村が締結をしております。

私からは以上です。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、続きまして大項目4点目、学校規模適正化計画におけるパブリックコメントの意見集約に係るパブリックコメントで多かった意見について御答弁させていただきます。

令和6年1月9日から1月31日まで実施しました第1期愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画案のパブリックコメントにおいて、82人から136件の御意見等をいただきました。

御意見等の主な内容は、学校適正化について、計画的に学校規模の適正化を進め、教育の充実を進めていただきたいや、情報提供や説明会、座談会も実施して進めているのであれば自信を持って進めてほしい、地域のことより子供たちの教育を一番に考えてほしいなど、学校適正化を進めることにおおむね肯定的な御意見をいただきました。

また、地域の小・中学校をなくさず、小規模校のよさを生かし、目の行き届いた教育をしてくださいや、子供に通学の労苦を強い、地域のコミュニティーが希薄し、結果として過疎化が進んでしまいます。学校の老朽化対策こそ最優先して進めるべきですなど、おおむね否定的な御意見もいただきました。

なお、第1期基本計画案において施策として示していない永和中学校は、生徒数の推移を注視し、過小規模校となるまでに佐屋・立田統合中学校へ追統合するに係る内容について、多くの御意見をいただきました。以上でございます。

#### ○6番（山田門左エ門君）

それでは、順次、項目別に質問を行ってまいります。

まず第1項目めの災害時における避難場所としての学校施設の検討について質問を続けます。

御答弁では、第1期基本計画案に災害時の防災拠点としての記述がない理由をお尋ねしましたが、明確な回答はないので、検討されていないということだと思います。学校規模適正化については平成24年から始まっておりますが、過去の協議委員会の議事録を全て読みましたが、検討した記録が残っておりません。

次に、これから新たな準備委員会を立ち上げて、ここで防災や地域交流などを検討するという御答弁ですが、この計画書案のとおり進めば立田と八開の中学校がなくなるので、防災拠点として登録されている指定緊急避難所は減ってしまうということにならないのかお答えください。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

現在、立田、八開地区の小・中学校の校舎、体育館は、愛西市地域防災計画において指定緊急避難場所兼指定避難場所に位置づけられています。

基本計画案にある具体的な施策により、統合が行われ、閉校となる場合のこれら施設の在り

方については、現在定まっておらず、今後検討されていくこととなります。いずれにしても、閉校となった施設は、施設が存続する限り指定緊急避難場所兼指定避難所として活用することとし、解除することは考えておりません。以上でございます。

**○6番（山田門左工門君）**

この準備委員会で防災拠点も検討していくということなのですが、この準備委員会はいつから始まり、どんなメンバーで始められるのでしょうか、お尋ねします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

基本計画案として策定後、必要に応じて、施策ごとに準備ができ次第、速やかに設置したいと考えます。委員には、学校、保護者及び地域住民など、各施策の関係者を考えております。以上でございます。

**○6番（山田門左工門君）**

それでは、そのメンバーに保護者とか地元の住民の人たちの参加をさせていただきたいというふうに思います。

次に、学校規模適正化を進める場合、文科省が平成27年2月に出している公立小学校・中学校適正規模・適正配置に関する手引書に基づいて検討を行うこととなっておりますが、教育委員に対する、手引書の内容を情報共有するためにどのように理解させたのかお答えください。

**○教育部長（佐藤博之君）**

教育委員は、教育、学術、文化に関して識見を有するとともに、教育委員会の重要事項の意思決定を行う責任者としての自覚を持ち、市の執行機関の一員として責務を果たしていただいております。

教育委員に対し、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引につきまして、事務局からの勉強会や研修は実施しておりません。

なお、第1期計画案に手引の内容を一部抜粋して引用しています。以上でございます。

**○6番（山田門左工門君）**

第1期の計画案をつくるまで、事務局から勉強会や研修会は実施していないということなので、もう6年ぐらい行われていないということが分かりました。

次に、教育委員に研修を行っていないことは分かりましたけれども、これは、学校施設は児童の教育に影響するだけでなく、住人の、6万人おりますが、主な避難場所になるという自覚を持ってほしいと思います。

次に、災害時には学校施設が防災拠点になるので、事前対策として、太陽光発電あるいは非常用発電設備、井戸の設置、下水道の処理施設などを設置する計画を検討していないでしょうか、質問します。

**○教育部長（佐藤博之君）**

教育委員会といたしましては、学校施設における防災拠点としての機能の重要性は理解していますが、現在の老朽化の進んだ施設に新たな設備等を追加することは考えていません。今後、改築や長寿命化のための大規模修繕などの際に必要とされる機能を加えていきたいと考えます。

以上でございます。

○6番（山田門左エ門君）

学校施設を地震や風水害などの防災拠点として、既に近隣自治体もこの機能を持たせる対策を準備して、準備を始めていると聞いておりますが、御存じでしょうか。

○教育部長（佐藤博之君）

近隣市において、太陽光発電や井戸の設置、下水道の暫定整備など、災害対策を実施している事例を教育委員会では把握しておりません。ただし、近隣市の中には、空調設備の整備と併せて災害時にも活用できる非常用発電機の整備を実施する自治体もあります。

本市におきましても、令和4年9月現在で武道場を含めた学校体育館等における冷房設備設置率は、全国で11.9%、愛知県下では7.8%の中、立田中学校の体育館にのみ空調設備が設置されていることから、中学校の体育館の空調設備整備に向け、令和6年度に、佐屋中学校、八開中学校、佐織中学校及び佐織西中学校の体育館において、アリーナのギャラリー柵に大風量の強力スポットエアコンを設置してまいります。以上でございます。

○6番（山田門左エ門君）

文科省から令和2年3月に発行されている、避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集というのが発行されておりまして、おおよそ130ページにもなる事例集です。これは、全国で多くの自治体が既に取り組んでいることを知ってほしいと思います。それぞれの自治体でどんな内容でやっているのかということ載っております。

熊本地震では、備蓄倉庫や太陽光発電が非常に役に立ったが、水の確保、空調やプライバシーに問題が残ったと記述しています。能登半島の地震の総括としての報告書はいずれ出てくると思いますが、新しく取り組む対策方法も参考になると思います。

学校施設を、避難所としての機能を持たせるだけでなく、図書館、あるいは幼稚園、地域の集会所など、地域を巻き込んだ新たな発想に取り組んでいる自治体もありますので、オープンな議論をしてほしいと思っております。

次に、大項目2点目について質問を続けます。

先ほどの答弁で都市計画道路は進捗率33%ということが分かりましたが、なかなか進んでいないように感じます。相手が国や県ということもあり、愛西市の希望どおり進むことは難しい状況とは思いますが、主要な道路は災害時において重要な避難道路となるので、近隣の市と共に国や県を後押しするようお願いをしたいと思います。ただ黙って見るだけでなく、陳情の努力次第で早まることもありますので、強力に要請してほしいと思います。

次に、愛西市の市道についてですが、市道2号線の立田大橋近くから八輪小学校までのいわゆる農道ですが、途中で狭くなっている区間もあり、2022年の12月議会でも質問したとおり、一本の規格された道路として整備されておらず、安全上問題なので整備する計画はないのか、特に立田地区の住民の避難道路としては非常に危険だと思っておりますので、再検討するつもりはないでしょうかお聞きします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

市道2号線は、合併前に旧立田村及び旧八開村において、昭和40年から50年代にかけ農道として整備された道路でございます。

旧立田村では、それ以降に幅員の拡幅及び片側歩道の設置が行われました。旧八開村では、県道津島・海津線の塩田交差点から県道津島・南濃線の八輪小学校南東交差点までの間を、県が事業主体となり、農地の区画整理に伴う道路整備の中で幹線道路として整備をされてきましたが、農業生産を行う圃場を結ぶ幹線農道の位置づけであったため、歩道の整備は行われておりません。

このように、市道2号線につきましては、区間によって整備された時期や整備状況は異なります。大型車両等の通行に十分な幅員が確保されており、緊急時の輸送能力を有していることから、現時点において拡幅や歩道設置の予定はございません。

なお、今後も国の交付金など財源を確保しつつ、計画的な調査を実施、維持修繕を行い、良好な道路状況の確保に努めてまいりたいと思います。以上です。

#### ○6番（山田門左エ門君）

市道2号線をはじめ、未整備の市道について歴史的な説明を受けても、この道路を使う住民については関係ないことですので、既にもう愛西市となって20年近くもなっており、整理ができない理由にはならないと思います。これはもうやる気の問題じゃないかというふうに思っています。

私も愛西市に戻ってきて、一本の真っすぐの道路なのに、センターがある2車線道路であったり、これにも歩道がついています。しかし、途中から非常に狭い道路になっていたり、こういうことが起こっております。途中で整備が止まっていたりする道路もあって驚いております。

再度聞きますが、災害時のことを考えて、避難道路の整備について少しでも前向きに取り組んでいく考えはないのでしょうか、お聞きします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

道路整備事業につきましては、各種計画における位置づけ、他事業との関連性、土地所有者との合意形成の状況などの評価に加え、避難所へのアクセス性向上、緊急避難道路の補完道路との関連性など、災害対策に関する評価も行い取り組んでまいりました。市といたしましては、引き続き必要性や実現性について総合的に判断をいたしまして、着実に進めてまいりたいというふうに思います。以上です。

#### ○6番（山田門左エ門君）

いろいろおっしゃっていますが、道路が愛西市、非常に悪くて、先ほど言ったとおり、整備がなかなか進んでいないということを非常に感じておりますので、これからもぜひ、緊急時の道路として使いますので、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

次に、3つ目の項目、道の駅再整備計画について質問を続けます。

道の駅再整備計画の工事内容についての御答弁では、鶯戸川を挟んで2つの公園を造る計画の理由について、あまり納得ができるような説明ではなくて、ほとんど道の駅整備の計画、こんなすばらしいというようなお話ばかりでしたので、あまり理由がないというふうに思います。

次の質問に移りますが、森川花はす田の賃貸借契約も、当時の立田村となっていれば、10年から20年前からの契約ということでしょうか。

○産業建設部長（宮川昌和君）

おっしゃるとおりでございます。合併して愛西市となる以前から、賃貸借契約でございますので、10年以上前ということでございます。以上です。

○6番（山田門左エ門君）

平米単価が60円から68円ですかね、この程度ということであれば、賃貸借契約をそのまま継続してもよかったということになりませんか。

○産業建設部長（宮川昌和君）

先ほども御答弁をいたしました。本市の観光拠点として整備することから、賃借ではなく市所有ということであるということと考えております。以上です。

○6番（山田門左エ門君）

次に、道の駅と公園を含んだ指定管理者の選定作業についての進捗状況をお聞きします。どうなっているのでしょうか。

○産業建設部長（宮川昌和君）

3月開催予定の指定管理者選定委員会により、プレゼン、ヒアリングの実施、委員による審査により指定管理者候補者の選定、公表を行います。

指定管理者の指定の議案につきましては、令和6年6月議会に上程する予定としております。以上でございます。

○6番（山田門左エ門君）

では、6月議会での報告ということでしょうか。

○産業建設部長（宮川昌和君）

指定管理者の指定につきましては6年6月の承認を得た後でございますが、公表につきましては、3月に開催をする先ほどの指定管理者選定委員会において指定管理者の候補者が選定されますので、選定された候補者名を令和6年3月中に公表をする予定でございます。以上です。

○6番（山田門左エ門君）

分かりました。3月中に分かるということなので、また教えてください。

それでは、この指定管理者に応募した業者数が何者あるのか、ちゃんとした競争入札になっているのかお聞きします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

複数者の応募のほうがございますが、公平な候補者選定に支障を来す可能性がございますので、応募者数につきましては、答弁のほうを差し控えさせていただきます。以上です。

○6番（山田門左エ門君）

では、複数者ということなので、競争入札になっているということでもいいですね。

○産業建設部長（宮川昌和君）

はい、複数者ということでございます。

入札というお言葉でございましたですが、こちらは選定委員会におきまして一応プレゼン、ヒアリングを行いまして、技術提案、あと価格等を総合的に評価いたしまして指定管理者の候補者を選定するものでございます。以上でございます。

**○6番（山田門左エ門君）**

分かりました。

では続いて、4項目めの学校規模適正化のパブリックコメントについて質問を続けていきます。

集計がまだ整っていないということなので、主な意見をお聞きしましたが、どんな内容だったのか意見別に取りまとめた内容が知りたいと思います。今後ぜひホームページなどで発表していただきたいと思いますが、現段階でパブリックコメントの計画を修正する項目がありましたら、その内容を教えてください。

**○教育部長（佐藤博之君）**

パブリックコメントでいただいた御意見につきましては、令和6年2月に実施した分析を踏まえ、3月に開催する教育委員会において協議いたします。

なお、参考資料の各小・中学校カルテにおいて、永和中学校は、生徒数の推移を注視し、過小規模校となるまでに佐屋・立田統合中学校へ追統合するをはじめとする愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会からの提案に関する記述は削除いたします。以上でございます。

**○6番（山田門左エ門君）**

分かりました。

第1期の基本計画書の中には除外されていますので、事実上、永和中学校の統合は計画の対象外、白紙状態というふうな理解でよろしいでしょうか。

**○教育部長（佐藤博之君）**

令和4年10月に提案された基本計画協議会案で記されている永和中学校は、生徒数の推移を注視し、過小規模校となるまでに佐屋・立田統合中学校へ追統合するに係る内容は、これまでも第1期基本計画案の施策として従来からお示したことはありません。以上でございます。

**○6番（山田門左エ門君）**

分かりました。

事実上、白紙状態ということだと思います。

最後に、パブリックコメント、通常30日間と決められておりますが、なぜ20日間に短縮したのか、その理由を教えてください。

**○教育部長（佐藤博之君）**

愛西市パブリックコメント手続の手引では、目安として計画案等を公表してから30日程度とするが、市民等へ十分に周知できる期間を考慮するとともに、計画案等の内容や意思決定するまでのスケジュール等を勘案して実施期間を適宜定めるものとしております。

教育委員会が実施する第1期基本計画案のほか、3計画案についても同時に実施することを

踏まえまして、関係各課と調整した結果によるものでございます。以上でございます。

#### ○6番（山田門左エ門君）

この基本計画案、非常にページ数も多くて、読むだけでも非常に大変なのに、短期間の意見を求めるのは無理があったと思います。

昨年行いましたパブリックコメントでは、小規模校がよいというような意見が多く寄せられておりました。

豊田市は、2005年に6町村合併しましたが、全ての小・中学校を残しており、100人未満の小学校が75校中27校あります。これは3校に1校が100人未満という学校で、一番少ないところで27名程度の学校もあると思います。中学校につきましても、28校中5校もあります。しかし、豊田市のホームページには学校統合の計画は載っていません。ぜひ愛西市も参考にしてほしいというふうに思います。

愛西市の学校規模適正化の基本計画案は、住民からまだ十分な理解を得ていないことは明らかです。文科省も、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、地域と共にある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれると示しています。教育委員の役割については、より一層民意を反映した教育行政を実現していくことと述べています。

学校統合は強行に進めることはあってはならないと思いますので、丁寧な対応をお願いいたします。

今回の一般質問では、能登半島地震を機会と捉えて質問いたしました。愛西市は南海トラフ地震の対応がまだまだ不十分と感じております。学校施設は老朽化しており、避難所としての機能もまだまだ足りません。また、避難道路も整備が遅れていると思います。

予測されている南海トラフ地震まで残された時間はあまりないと思います。住民の命を守るための危機管理政策を最優先すべきだと思います。危機管理は平時に準備を行うものであり、ぜひリーダーシップを発揮して対策を取っていただきたいと期待しております。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（杉村義仁君）

6番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開は12時50分といたします。

午前11時44分 休憩

午後0時51分 再開

#### ○議長（杉村義仁君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位11番の11番・原裕司議員の質問を許します。

原議員。

#### ○11番（原 裕司君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、順次お伺いしたいと思います。

大項目1点目は、下水道使用料等の見直しについてであります。

1月10日に、愛西市下水道使用料等検討委員会から、下水道の使用料の改定を令和7年4月からをめぐり適用されたい旨の答申が市長に提出されました。このことは、1月11日の中日新聞の朝刊に掲載がありました。

これがその掲載された記事の内容であります。下水道使用料の統一という見出しが出されております。この記事を読まれた市民の皆様からも、大変興味深い改定であり、財政的な視点からも質問をさせていただきたいと思っております。

下水道事業は、平成17年の合併以前から旧町村が各種補助制度を活用し下水道の整備を行ってきました。平成8年度に農業集落排水事業が、そして平成10年度にはコミュニティ・プラントの整備事業が、そして合併後の平成22年度には公共用下水道事業がそれぞれ供用を開始し、市民の生活環境の向上と公衆衛生の確保及び公共用水域の水質保全に重要な役割を果たしてきました。農村地域である佐屋町の一部、立田村及び八開村では農業集落排水処理施設が整備され、平成8年から平成21年の間に20の処理施設の供用を開始いたしました。

公共下水道事業は、平成15年から愛西市のほか津島市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町の4市2町が協力して整備を進める流域下水道、日光川下流流域下水道事業計画の工事が始まり、日光川下流流域下水道の下、流域に関する公共下水道として効率的な下水道の整備を進め、令和13年度までの約30年をかけて整備する予定で進められています。

こうした農業集落排水施設の運営管理は、地元管理組合が行ってまいりました。佐屋、立田地区は平成24年度、運営管理を市に移管され、処理施設ごとの異なる使用料を区域単位で統一しました。八開地域では当初より村営であり、料金体系の変更はなく、3地域の料金格差の解消はされませんでした。

また、指定管理制度を導入した佐織地区にあるコミュニティ・プラント3団体の運営管理では、ここ数年、団地住民の高齢化が進み、使用料の集金の負担や浄化槽センターの老朽化による維持管理費の高額化が不安視されています。また、使用料の格差においても大きな問題となっています。

今、画面に出させていただいておりますのが、愛西市全体で色分けした下水道事業の整備状況であります。農業集落排水事業につきましては緑色で掲載がされており、コミュニティ・プラント整備事業は紺色になっております。ちょっとあの小さい部分がありますけれども、紺色の部分がコミュニティ・プラントで整備された事業であります。それと、公共下水道の色は赤色で表示されております。今後、徐々に下水道事業の整備は進むという形になっております。

このように、合併前に旧自治体がそれぞれ下水道処理事業をスタートしたことで、事業整備形態や使用料に違いを生み出しております。そして、事業を持続可能にするための財源確保、つまり基金を充当しながら健全な財政運営が必要になってくると思っております。

こうした問題は、合併当初の旧町村の財政面から理解していく必要がありますので、整理の意味でお聞きしたいと思います。

まず、財政的な視点からですが、地方自治体での基金は一般家庭でいう貯金、起債は借金に例えられています。その差引きで資産状況を見ることができます。そこで、合併時における旧

2町2村のそれぞれの基金額と起債未償還金残高の額並びに差引額をお伺いいたします。また、その当時の町村の人口から、1人当たりの差引額もお願いをいたします。

大項目2点目ですが、令和6年1月1日午後4時10分に石川県能登半島で震度7の地震が発生いたしました。震災によってお亡くなりになられた方々もおられます。大変悲惨な思いをされておられる方もあります。この場をお借りしまして、お見舞いと御冥福をお祈りいたします。

この地震の影響で、愛西市でも震度4の地震が観測されました。この地方でも東海トラフ地震が危惧されております。今回の一般質問では、ほかの議員からこの災害に関連した質問もありましたけれども、通告どおり愛西市の大規模災害への想定や備え、そして対策等についてお伺いをいたします。

愛西市の場合、地区、地域によって違いはあると思いますけれども、南海トラフ大地震が発生した場合、どのような規模の災害を想定して避難訓練を行っているかお伺いいたします。また、このような災害時における地区ごとに一般避難所の数、そして受入れ人数、備蓄などの状況についてもお伺いをしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

次に、緊急消防援助隊についてお伺いをいたします。

大規模災害や特殊災害が発生した場合、要請を受けて緊急消防援助隊を構成して被災地へ向けて出動されるわけですが、今回、能登半島地震における出動要請の時間的な経緯をお伺いしたいと思います。

そして、今回4枚の写真を見ていただきたいと思います。これが市のホームページに載っています災害状況であります。雪が降っている状況で記録をされているわけですが、これ以前に記録があったわけです。ちょうどホームページの更新があっっているいろんな活動状況が載っていたわけなんですけど、ちょっと紹介ができないのが残念でありますけれども、数々の活動をされておる記録が残ってございました。

そこで、今回出動されました人員、そして日数、支援活動内容についてお伺いをしたいと思います。

次に、地域の絆、コミュニティの構築についてお伺いをいたします。

災害から身を守るには、政府は、公助の取組と連携し、自分自身は自分で助ける自助や近所の人たちと助け合いながら公助による取組が大切だと提言されております。避難所では避難生活を支える市の職員や地域のボランティアなどで運営されているわけですが、また避難所生活を回避して行政の支援を受けながら、住み慣れた地域で近所の被災者同士が助け合いながら避難生活を希望する方もおられると思います。

このように、日頃からコミュニティを重視した心通う地域を構築していかなければ、大規模災害を乗り越えることはできないと考えます。このことを踏まえ、市の考える地域コミュニティの育成の取組についてお伺いしたいと思います。

以上、総括質問といたします。よろしくお伺いいたします。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

私からはまず、大項目1点目、下水道使用料等の見直しについて、合併時における旧2町2

村の基金、未償還残高、差引額、1人当たりの額について御答弁させていただきます。合併時における全会計の基金総額、地方債の未償還残高、またその差引額及び差引額を合併時の住民基本台帳人口で除した人口割額の順で旧町村ごとに申し上げます。

まず、佐屋町、基金総額約33億9,000万円、未償還残高約92億1,000万円、差引額マイナス約58億2,000万円で、人口割額は1人当たりマイナス約19万3,000円。

次に、立田村です。基金総額約39億4,000万円、未償還残高約39億8,000万円、差引額マイナス約4,000万円で、人口割額は1人当たりマイナス約5,000円です。

八開村は、基金総額約10億円、未償還残高約31億7,000万円、差引額はマイナス約21億7,000万円で、人口割額は1人当たり約マイナス43万9,000円でございます。

佐織町は、基金総額約26億6,000万円、未償還残高約44億1,000万円、差引額はマイナス約17億5,000万円で、人口割額は1人当たりマイナス約7万5,000円となります。以上でございます。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、大項目2点目の小項目1番目、地区や地域によってどのような規模の災害を想定して避難訓練を行っているかについて御答弁させていただきます。

市の総合防災訓練では、大雨による河川水位の上昇と南海トラフ地震の前兆現象を想定しております。南海トラフ地震では、市の全域で震度6弱から、場合によっては震度7が計測されることが見込まれており、地震による液状化や市域の南半分以上の区域に津波による浸水被害が想定をされます。市総合防災訓練では、地震に関して緊急地震速報に備えるシェイクアウト訓練、地震発生後の人命救助のための倒壊家屋からの救出訓練、ボート組立て訓練、避難所運営のための受付訓練、避難所ルールづくり、資機材取扱訓練等を行っております。なお、各地区の自治防災会等においては、地区の実情を踏まえ訓練を行っております。

続きまして、地区ごとの避難所の活動、受入れ人数や備蓄などの状況について御答弁をさせていただきます。

本市の指定緊急避難場所のうち、南海トラフ地震により想定される最大の津波浸水にも対応可能な地区ごとの指定緊急避難場所の数と収容人数につきましては、佐屋地区30か所、約3万3,000人、立田地区12か所、約2万3,000人、八開地区7か所、約4万1,000人、佐織地区22か所、約12万8,000人、また市外に3か所、約6,000人となっており、市全体では74か所、約23万1,000人の収容を可能としております。

緊急避難場所や防災備蓄倉庫には、備蓄食料として令和6年2月末現在で主食約3万6,700食を備蓄しております。これは、避難所へ避難される想定人数約9,000人、そのうち家庭備蓄をしていない想定人数5,400人が1日2食で3日間賄うための食数を上回る備蓄量となっております。

また、そのほか飲料水や毛布等を備蓄しております。以上でございます。

#### ○消防長（加藤義久君）

私からは、緊急消防援助隊について御答弁させていただきます。

令和6年1月1日曜日16時10分に発生した令和6年能登半島地震における出動要請につき

ましては、消防組織法第44条第1項非常事態における消防庁長官等の措置、要求等の規定に基づき、16時45分に愛知県知事から緊急消防援助隊愛知県大隊、消火小隊として1隊、出動準備の求めがあり、18時45分に出動の指示がありました。その後、19時15分に後方支援小隊増隊分として1隊、出動準備の求めがあり、20時40分に出動の指示がありました。

各小隊の活動日数、人員や活動内容につきましては、消火小隊は1月1日から1月11日まで派遣され、消火小隊3隊、活動人員は15人、活動地区は石川県輪島市門前町、鳳至町、河合町、活動内容は安否不明者確認及び行方不明者の搜索活動、火災対応の待機任務を実施。後方支援小隊は1月1日から1月28日まで派遣され、後方支援小隊9隊、活動人員は18人、活動内容は宿営に必要な資機材や食料の搬送と管理、また愛知県下消防本部の派遣隊員の人員輸送の任務を実施いたしました。

愛知県大隊の活動は、1月1日から2月3日までで全て終了しております。以上です。

#### ○市民協働部長（田口貴敏君）

それでは、私のほうからは、地域コミュニティの育成の取組について御答弁させていただきます。

市では、地域が主体となり地域課題を解決できる持続可能な地域づくりができるよう、自治会、町内会及び各地区コミュニティ推進協議会等に支援を行っています。いざというときの行動は、ふだんからの住民同士のつながりにより機能するものと考えられます。日頃から地域において顔の見える関係を築いていくため、自治会、町内会等への加入を勧めているところです。以上です。

#### ○11番（原 裕司君）

それぞれの答弁、ありがとうございました。

阪神・淡路大震災の記録によれば、倒壊家屋の下から救出された全体の約8割の方が近隣の方々に救出されており、やはり平時から地域に住む方々と知り合い、何かあったら協力できる関係づくりをしていくことが必要ではないかと思えます。地域コミュニティについては、自治会や町内会への未加入者も増えてきておると聞いております。いま一度、これを機に住民主体、そして地域主体で支え合える関係づくりをお願いしたいものだと思います。

では、再質問をいたします。

下水道使用料等の見直しについてですが、財政面について答弁をお聞きいたしました。平成17年4月に愛西市に引き継がれた基金から起債未償還残高を差し引いた額を表にまとめましたので見ていただきたいと思えます。

画面のほうに表をまとめたものがあります。全て、右側の差引額と1人当たりというところがマイナスになっております。これが今回は、借金という形でお話をさせていただくわけなんです。今の旧佐屋町が約5億2,000万円、1人当たりが約19万3,000円、旧立田村は約4,000万円、1人当たりが約5,000円、旧八開村は約21億7,000万円、1人当たり約43万9,000円、旧佐織町は約17億5,000万円、1人当たり約7万5,000円の借金という形になっております。町村によってかなり差引額に差異があるということが理解できております。

冒頭でも触れましたが、愛西市の下水道事業は、農業集落排水コミュニティ・プラント整備、公共下水道と事業形態が分かれており、使用料の利用形態も様々な状況になっております。そこで、愛西市下水道使用料等の検討委員会において審査され提出された答申について詳しくお伺いしたいと思います。

まず、旧2町2村がこの合併時に、それぞれ旧町村の持ち寄った下水道事業に充当する基金の額と、これまで基金の充当状況ですね、こういったものを市町村別でお伺いをしたいと思います。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

学識者、経営者、外部の委員のみで構成します愛西市下水道使用料等検討委員会の中で御説明いたしました基金の運用状況について申し上げます。

合併時の農業集落排水事業に充当するための基金の額は、旧佐屋町が約6,900万円、旧立田村が約19億9,100万円、旧八開村が約700万円でした。令和4年度末までの基金取崩し額は、コミュニティ・プラント整備事業を含む佐屋区域に約5億5,600万円、立田区域に約8億8,100万円、八開区域に約9,800万円になります。よって、基金残高は、佐屋区域がマイナス約4億8,700万円、立田区域が約11億1,100万円、八開区域がマイナス約9,100万円となり、佐屋、八開区域のマイナス分約5億7,800万円を旧立田村の基金から補っていたこととなります。

基金は、愛西市農業集落排水事業等基金条例の定めにより、排水施設等の整備を図るため事業の財源に充てております。現状では使用料で整備費を賄えないため、近年では毎年約1億6,000万円の基金を取り崩しており、令和7年度に枯渇する厳しい状況であります。

このような状況のため、今回下水道使用料の見直しを進める一つの要因でありました。合併前の旧佐屋町、旧立田村の農業集落排水は、地元の管理組合において使用料の余剰金を基金に積み立てられており、特に旧立田村では、将来に排水施設を改築するため使用者に負担をかけないよう基金を積み立てていたと伺っております。合併後は、その基金を佐屋、八開区域の排水施設の整備にも活用させていただき、下水道事業を進めてまいりました。

立田区域をはじめ、他の区域の皆様にも過去の経緯を御理解いただきながら健全な経営に努めてまいります。以上です。

#### ○11番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

答弁を要約しますと、農業集落排水事業に充当する基金が、旧佐屋町や旧八開村の基金が約6,900万円と700万円と少なかったため、旧立田村から愛西市に引き継がれた基金約19億9,000万円が愛西市の各農業集落排水事業、下水道事業に、あるいはコミュニティ・プラント事業に充当されたということが分かりました。

これも、合併して新たに愛西市が誕生したわけですから、愛西市の下水道事業に基金が使われるということは理解しております。しかし、この基金も令和7年度には底をつく状態だということもあるということも分かりました。やはり、財源確保がいかに必要であるかということも十分分かったわけなんです。

では、この検討委員会から答申された下水道使用料の、地域ごとに現在使用料がどのように変わっていくのかお伺いしたいと思います。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

検討委員会では、農業集落排水事業コミュニティ・プラント整備事業及び地域し尿処理施設の使用料の見直しについて答申されました。区域ごとに1か月当たり消費税及び地方消費税を含む金額で申し上げます。

改定後の基本使用料は、ゼロ立方メートルに対して基本使用料を1,320円に統一いたしました。10立方メートル使用時は1,650円、10立方メートルを超える従量使用料は公共下水道事業の使用料体系に合わせております。

佐屋区域は、現行の基本使用料、10立方メートルに対して1,320円ですので、改定後の基本使用料と同額になります。10立方メートル使用時は1,650円になりますので、330円の値上げになります。10立方メートルを超える従量使用料も値上がってまいります。

立田区域は、現行の基本使用料10立方メートルに対して1,650円ですので、改定後の基本使用料より330円の値下げになります。10立方メートル使用時は1,650円と同額になります。10立方メートルを超える従量使用料は値上がってまいります。

八開区域は、現行の世帯当たりで一般世帯の2人暮らしは4,083円ですので、改定後の水量制により大幅な値下げになります。ただし、1か月当たり、おおむね50立方メートルを超える使用水量から値上げになってまいります。また、井戸水及び簡易水道を使用している世帯については、1人当たりにつき一定の加算水量を適用し、下水道使用料を算出いたします。

佐織区域の3団地も同様に、現行の世帯当たり、東八幡団地は一律3,500円、西八幡団地は一律4,700円、諸桑団地は2人暮らしで4,300円から改定後は水量制により大幅な値下げになります。ただし、改定後は団地によって異なりますが、1か月当たりおおむね20立方メートルを超える使用水量から値上げになります。

最後に、公共下水道事業の佐屋、佐織区域においては、整備途中のため今回は改定を行わず、次の下水道使用料等見直し時に検討するものとなりました。以上です。

#### ○11番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

現状と比べて、先ほどの答弁では佐屋区域は値上がりという形になるかと思えます。立田区域は現状維持もしくは一部値上がり、そして八開区域と佐織区域は値下げという料金体系になってくるのかなというふうにまとめさせていただきました。

下水道事業、特に農業集落排水事業については、合併前の旧町村において、先を見据えたそれぞれの考え方があり、それに備えて財政対応をしてきたと思えます。合併当初から地方財政交付団体である愛西市は、持続可能な財政運営を目指して、目標として行政運営を行っており、基金と起債のバランスを考えながら必要な事業を今後も取り組んでいきたいと、このように思っております。

今回、下水道使用料の見直しもその一環でありまして、やはり公平性の観点から使用料の是

正をすることは十分理解できます。ただ、合併前の経緯を知る区域の皆様には、丁寧な説明が必要だと思えます。市におかれましては、その点をしっかりと考慮した対応をお願いし、次の大規模災害について再質問に移らせていただきます。

愛西市も、古くから立ち並ぶ木造住宅密集地もあります。火災が発生して倒壊や液化化により道路事情も大きく変わり、通常の火災活動が困難を極めるかと思えます。

輪島市の朝市が行われている地域でも、阪神・淡路大震災と同様の火災が発生しております。被災地に出動された消防署員の皆様には、悲惨な状況を目の当たりにされたこの体験を今後の活動に生かしていただきたいと思えます。

このような震災が広域にわたって発生した場合、愛西市は、やっぱり愛西市に他の自治体からも緊急消防隊や、あるいは自衛隊が応援に来るわけですが、その場合、愛西市消防署が総括する範囲の内容についてお伺いをしたいと思えます。

#### ○消防長（加藤義久君）

総括する範囲といたしましては、消防応援協定及び緊急消防援助隊の要請に伴う応援等を受ける場合の活動に関する範囲となります。

内容につきましては、ライフライン、道路状況を含む災害状況の把握に関する事、情報の収集及び広報に関する事、人命救助及び救急活動に関する事、消防水利の運用に関する事、関係機関との活動調整に関する事となります。以上です。

#### ○11番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

先ほどの写真もそうなんですけれども、寒い時期でこういう災害が起きると、やはり活動もなかなか御苦労なんじゃないかと思えますし、ここで生活されている方も大変苦労なさっているんじゃないかと推測いたします。

それでは、次に避難行動要支援者対策についてお伺いをしたいと思えます。

総務省消防庁の資料では、愛西市の場合、おおむね1年に1回、要介護3以上の介護を要する人や身体障害者、精神障害者の避難行動要支援者の名簿の更新を行っているという状況になっております。この名簿の情報の更新時期、そしてこの名簿情報の提供先、また個人避難計画というのも作成しなければいけないことになっておりますので、その作成状況についてもお伺いをしたいと思えます。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

令和6年1月現在の住民基本台帳等のデータを避難行動要支援者台帳システム内へ取り込み、今年度から新たに対象となった方に対し、令和6年2月に支援者登録申請書を送付しました。提出された申請書を基にデータ修正を行い、令和6年3月には名簿を更新する予定です。

情報提供先は、消防本部と、個人情報利用に同意された方については地域共助の観点から希望される自治防災会長へお渡ししています。

また、個別計画の作成は、令和6年2月現在9件となっております。以上です。

#### ○11番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

避難行動要支援者名簿や個別避難計画の更新や作成に当たっては、対象者の身体状況も変わってくるため、活動についてはある程度問題もあるんじゃないかなあと考えております。

昨日、石崎議員からクラウド型震災支援システムに関して質問がされております。これは、システムの概要を抜粋したものであるというんですかね、内閣府が出しているクラウド型災害者、被害者の支援システムの概要という形になってきます。この真ん中の部分に避難行動要支援者関連システムというシステムのところがあるわけです。

先日、河野太郎デジタル大臣の勉強会に参加する機会がありましたので、そのときに、今後自治体も人手不足になる、人手不足を解消するためにも、マイナポータルの活用やデジタル化を進める必要があるというお話をされておりました。

愛西市も、避難行動要支援者台帳システムというものが導入済みでありまして、ここでは個別避難計画の作成等も行われているわけでありまして。本年度も255万7,000円が予算化されております。画面を見ていただくと、それぞれのパッケージのシステムがやはりひもづけすることによって、このクラウド型被災者支援システムが他部署との情報の連携をして、活用ができるものだと思っております。

近隣の自治体はまだ導入していない状況だということが、昨日石崎議員の答弁の中にもあったわけですが、能登半島地震などの被災地で活用事例があれば、ぜひ検討していただきたいと思っております。職員の負担軽減や被災者への支援がやはりスムーズに行えるということを考えれば、検討のほうをお願いをできないかなあというふうに考えております。

それでは、最後の質問に移らせていただきたいと思っております。

12月の定例会の質問でもお願いしておりますけれども、福原地区の住民の願いとして一時避難場所の確保を求められております。今回の被災を考えれば、早急に整備をお願いしたいところでもあります。

国土交通省の計画では、土地を拡張して防災ステーションを整備する計画ということでございます。今回、どの程度の防災ステーションを整備するのかなということで思っておりましたら、今回の令和6年度の予算に示されたイメージ図が載っておりました。こういったものが整備されるのか、まずは伺いたしたいと思います。

そして、愛西市が整備する水防センターですね、これの実施設計と建築工事というのが6年度、7年度にまたがって施行されるということも分かりました。建屋や規模等については、また改めて今後質問させていただきますが、こうした場所に、仮設住宅等の活用もできるんじゃないかなあということで考えておるんですが、その辺の活用方法について伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

福原地区防災ステーションのイメージ図として国土交通省中部地方整備局が令和5年3月に発表したものがあり、令和6年度当初予算主要施策にそのイメージ図を掲載しております。

防災ステーションの応急仮設住宅用地への活用について、本施設は国が水防活動を行う上で

必要な土砂等の緊急資材を確保、保管し、災害が発生した際には資機材の搬出入のためにヘリコプターの離発着が行われるなど、復旧を迅速に行うための基地となります。

そのため、市としては本施設を応急仮設住宅用地として計画することは考えておりません。以上でございます。

○11番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

能登半島地震から2か月が過ぎ、被災地の方々の避難生活による疲れやストレスの大きさは察するに余りあります。徐々に仮設住宅など復興に向け進められておりますが、被災地の市町村の職員自身が被災をしながら被災者支援に当たっております。地震で助かった命を避難生活で落とすことがないように、被災者の救助、そして支援に全力を挙げてほしいものと思っております。

本市においても、災害時には全職員総出で対応をするわけであります。日頃より他部署との連携、マニュアル、こういった重要性を十分理解していただき、業務に励んでいただくことをお願いし、私の一般質問を終わります。

○議長（杉村義仁君）

11番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は13時45分といたします。

午後1時36分 休憩

午後1時45分 再開

○議長（杉村義仁君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位12番の4番・河合克平議員の質問を許します。

河合議員。

○4番（河合克平君）

では、市民の声を市政にという立場で質問をさせていただきます。

様々な質問、お答えいただきますようよろしくお願いいたします。

まず初めに、元旦に発生した能登半島地震で亡くなられた方に御冥福をお祈りしますとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げる次第でございます。もともと能登半島地震を他人事とせずというお話もありましたが、本当にそのとおりであり、私自身が苦難の軽減を行うと、それを立党の精神とする日本共産党の一員でもあり、この愛西市でも市民の、また国民の苦難の軽減を求めて一般質問をさせていただいております。

本日は、3点にわたって市民の方が困っていることや大変だと思う内容について質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず第1点には、安全で利用しやすい佐屋駅の駅前整備についてであります。

朝の混雑時には非常に危ない。また、雨の日などはひかれそうになって怖かった。そんな声が届いてきています。

議員になって以来、次は佐屋駅と、佐屋駅前整備ということはずっと質問でも取り上げてまいりました。その中でやっと事業化が行われ、そして今進められている内容についてお伺いをする次第です。

まず、佐屋駅前の整備については、地域の住民の方々との協議を重ねているということもホームページなどでは分かりますが、この佐屋駅前整備の基本構想という内容と、それと今年度行っている基本計画について、若干お話ができることがあればお話をさせていただきたい、そのように考えます。その2点について、総括、初めの質問としてしますのでよろしくお願い致します。

続いて第2に、国民健康保険税と介護保険料の負担軽減の問題であります。

物価高騰しているにもかかわらず、賃金は上がらない。年金も物価スライドとマクロスライドという、そういうマクロ経済スライドという仕組みの中で、物価よりも年金が上がっていない、そういう状況が今あります。その中で、介護保険料などは年金から引かれている。最初に引かれてしまう。また、国民健康保険税についても引かれてしまう。そういうことで、実際、手取りが減ってしまう。そういった中で苦しい日々を送っていらっしゃるということを聞いておるところであります。

今回の国民健康保険税の負担については、12月議会では、国民健康保険税が令和6年から値上げがされるという条例が出され、日本共産党議員団は反対をいたしました。賛成多数で可決されました。

9月議会では、令和5年の国民健康保険税会計が赤字であるため、そのために県から資金を借入れしてその赤字を埋めるんだと。負担軽減のために一般質問からのその法定外繰入を行ったかどうかという質問に対しても、そういうことは行わないということをおっしゃっていたのではないのでしょうか。

今回、12月の補正予算では、県からの貸付金は行わず、一般会計から法定外繰入を行ったのが12月議会の補正予算でもありました。9月にはやらずと言って、12月では行った、その内容について確認をさせてください。

次に、介護保険の負担軽減という問題であります。

令和3年から令和5年の間の3年間の第8期の介護保険の内容について非常に基金が大きく繰り越される、基金が大きく積み増される状況であるということと、差引収支が大きく次期に繰り越される、そういう事態が第8期の介護保険の計画でありました。計画が終わりつつあるところではありますが、そのような状況であります。第9期をするに当たって、本議会でも既に保険料の一覧表については出されておりますが、この内容については値上げという状況、基本的なところについては値上げという、そういう内容となっております。

私は、まずこの8期の内容について、令和4年までしかまだ決算が出ておりませんが、それについての基金、この基金が幾らなのか。また、令和5年で12月時点での基金が幾らなのか。令和4年で差し引き、繰り越した費用は幾らなのか。令和5年の12月で差し引きした金額は幾らになるのか。その辺のことを確認をしながら、第9期の保険料について適切であるのかどうか、

その内容についても併せて確認をさせていただきます。

第3に、この間ずっと行っているコロナウイルスワクチンの接種後に急逝された重大事故についてのことであります。

市民の命を守る責任を果たしてほしい、そのような点で市に対してお伺いするところではありますが、新型コロナウイルスワクチン接種後に急逝されたこの事案については、遺族から損害賠償請求訴訟が出され、そして第1回の口頭弁論が行われました。そこで、市が主張した内容、私も参加をいたしました。市は出廷をしておりませんでした。この出廷しなかった理由についてお伺いをします。

以上、3点についてですが、非常に市民の生活にも大きく関わることでありますので、しっかりとした答弁をいただきますようよろしくお願いいたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、大項目1点目の佐屋駅前整備について御答弁をいたします。

基本構想の内容でございますが、佐屋駅の周辺環境に関しましては、以前より駅へのアクセス道路が県道佐屋・多度線となっていることから、通勤、通学の時間帯には車両と歩行者で混雑する状況が続いており、歩行者が安全に通行できる生活道路の整備等が課題でございました。そのため、本市では、佐屋駅周辺環境の改善のため、令和元年度に地域関係者との意見交換の場として勉強会を設置しております。また、令和2年度、令和3年度には事業化調査を進めるとともに、土地所有者を対象として整備案に対する意向調査も実施をいたしました。こうした勉強会での地域関係者の意見や土地所有者への意向調査結果を反映し、令和4年度に佐屋駅周辺整備に関する基本構想を策定をいたしました。

基本構想では佐屋駅周辺の将来像と本事業の基本的な方針を定めており、誰もが安全・安心に利用できる駅前広場の整備を目指すものでございます。

主な内容といたしまして、西側駅前広場では巡回バス、一般送迎車の乗降所を備えた駅前ロータリー、歩行者用通路等の配置を行い、東側駅前広場では駐輪場の確保及びフレキシブルゾーンとして、ロータリー等多様な用途に利用可能な空間を配置することとしております。また、駅前広場により発生する行き止まりの解消や、北側からのアクセス性向上による駅利用者の利便性の向上も併せて行う内容となっております。

続きまして、基本計画の内容といたしましては、今年度は基本構想に基づき、基本計画案の作成を行っております。過年度の調査結果や愛知県、名古屋鉄道、警察など関係機関等の協議結果を踏まえ、駅前ロータリーの形状や駐輪場の配置などを計画するとともに、概算工事費、用地買収費などの算出や費用便益の分析を進めております。私からは以上です。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

私からは大項目2点目、国民健康保険税と介護保険料の負担軽減の御質問に、通告の質問どおり順次お答えいたします。

まず、令和5年度国民健康保険特別会計で県からの基金貸付金を行わなかった理由についてです。

国民健康保険制度は、年金受給者や社会保険等の対象とならない被用者が加入し、高齢者や低所得者が多く、1人当たり医療費が高いといった構造的な問題を抱え、運営は大変厳しい状況です。そうした中で、当市はこれまで国民健康保険支払準備基金を取り崩しながら財政運営をしてきましたが、基金の枯渇により今年度は財源が不足する状況です。財源の補填のために、医療費の急激な増加や保険料の減収に対応するための愛知県国民健康保険財政安定化基金貸付金の制度がありますが、試算した結果、不足分全額を借りることができないことが判明したため、県からの借入れを取りやめました。

続きまして、法定外繰入の金額と繰入れを行った理由についてお答えします。

令和5年度における一般会計からの決算補填等が目的の繰入れでは、国民健康保険税及び県からの普通交付金の減収による不足分を補うため、国民健康保険事業費繰入金として2億9,000万円を、また愛知県国民健康保険運営方針に反しない決算補填等以外の目的の繰入れについては、こども医療等の市独自の福祉施策による医療費増額分を福祉医療波及増分繰入金として4,055万2,000円繰り入れました。

次に、介護保険料についてです。

介護給付費準備基金の残高からお答えします。

介護給付費準備基金とは、事業計画期間内における保険給付費等の変動に対応するため、第1号被保険者の介護保険料のうち介護給付費等に充てた後に生じた預貯金を原資として、介護保険財政の調整や安定的な事業運営を図るためのものです。

令和4年度末の基金残高は5億2,082万7,690円であり、令和5年12月末も同額となります。

次に、令和4年度末、令和5年12月末の収支です。令和4年度末の収支は約2億6,679万円の黒字となりました。令和5年12月末時点の収支は約7億円の黒字となりますが、今年度末は約8,000万円の黒字と見込んでいます。

続きまして、第8期の事業計画は3年で均衡を保つ状態であったのかの御質問です。

○議長（杉村義仁君）

それは後にします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

よろしいですか。

○議長（杉村義仁君）

はい。

○保険福祉部長（人見英樹君）

失礼します。以上です。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、大項目3点目、新型コロナワクチン接種について、御答弁させていただきます。

訴訟に関する内容につきましては、係争中なのでお答えできません。また、出廷しなかった理由は、事前に答弁書を提出しているためです。以上です。

○4番（河合克平君）

では、再質問いたしますが、まず佐屋駅の問題から再質問いたします。

これが今、佐屋駅の整備方針ということで今出ているのが、これはもう既にホームページに出ておりますが、西側については駅舎の前にバス停をつくったりトイレをつくったりということで、こういう形で整備をするということがいいのではないかという整備方針です。東側はフレキシブルゾーン、駐輪場などを備えたことをするというお話がありました。

令和4年の勉強会においては、例えば市民から、北側から駅へ向かう人も多いため、東側、こちら側ですね、東側に新規改札を設けると混雑は少し緩和するのではないかとという市民の意見もあったと。それに対しては、市は新規改札を設けるには費用負担が必要であって、鉄道高架の計画を踏まえると鉄道会社との協議にも長い時間が要することになるため、現時点では新規改札の整備は行わない方針としているということで主な意見交換がされています。いわゆる東側は行わないと。鉄道高架をつくるというのが都市計画のようです。鉄道のほうが上を走るというね。これはこのちょうどの角なんですけど、これ。これ橋という意味です。鉄道が橋の上を走るという、そういう設計になっているということで高架が上に走ると。なので、高架が上に走るの、その計画をするまでには東側に入り口をつくらない、そういうことが回答とされておりました。あと、北側から入る県道から入って出ていくのが、県道から出ていくだけではなくて、北に抜けて行ける道をつくったらどうかという、そういう市民からの意見もありました。市は、北側に抜けられる市道など周辺整備も併せて検討したいと考えているというふうに答えていました。

そういう内容が整備方針の中での意見のやり取りの中でありましたが、これについてはそういう方針でこの計画がつけられるということでいいですか。確認です。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

おおむね議員がおっしゃるとおりの形で今進めていくということで考えております。以上です。

**○4番（河合克平君）**

東側からの入り口がつけられないということは非常に残念なことではありますけれども、事業を進めるためにということでのお話、引き続き、私たちはやっぱり利便性を考えるということであれば東側を求めていきたいと思っておりますが、引き続き検討していただきたいと思っております。

あと、今回、前回の質問でちょうど東側のフレキシブルゾーンの一角に土地を購入をしております。その土地の購入については、今後、安全性を考えてどのような活用をしていくかということは考えていきますということでお話がありましたが、これについてはその後の検討と安全性等々を含めてどのような方法になったのか。今、行くとフェンスがあるので、フェンスを取り払えばそこで本当に車が出入り、多少混雑が緩和されるんじゃないかなあと思うこともありますが、それについて市の見解をお願いします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

先ほどの土地でございますが、公有地の拡大の推進に関する法律で取得した土地でございま

す。本市が取得する以前から駐車場として利用していた方の意思を確認させていただきまして、引き続き駐車場として、今、貸付けのほうを行っております。そのため今の時点では利用検討のほうは行っておりません。今後、佐屋駅周辺整備の進捗状況に応じまして、土地の利用検討のほう行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○4番（河合克平君）

分かりました。

そういう中で今回、整備方針が出て、基本設計がされて、どういう形で今後のスケジュールとしてはなっていくのか確認させてください。

○産業建設部長（宮川昌和君）

今後のスケジュールでございますが、今年度中に基本設計の案のほうを作成をいたしまして、令和6年度には事業説明、あとパブリックコメントを得まして、基本計画のほうを策定した上で現況測量、あと概略設計のほうという形で進めていきたいというふうに考えております。

令和7年度以降につきましては、整備工事に向けた基本設計、あと実施設計等を順次行い、着実に事業のほうを進めていきたいと考えております。以上です。

○4番（河合克平君）

着実に進めていくということでお話しいただきましたが、着実に進めるとどのぐらいの事業の完了になるのかというめどがもしついているようだったら教えてください。

○産業建設部長（宮川昌和君）

佐屋駅周辺整備のスケジュールにつきましては、まずは、佐屋駅の駅舎がある駅の西側より事業着手をいたしまして、駅前ロータリー、あと歩行者用通路等の整備を完了した後に、駅の東側の整備のほうを順次進めていく予定でございます。

なお、完成年度を踏まえたスケジュール案につきましては、愛知県、あと名古屋鉄道、警察など関係機関との協議結果を踏まえまして、令和6年度中に作成をする予定でございます。以上です。

○4番（河合克平君）

しっかりと着実に進めるということですので進めていただいて、市民の方が本当に安全で利用できる、そういう佐屋駅を目指して事業を進めていただきたいと思います。また、事業についてどういう状況なのかということについてはお話をさせていただきますが、地権者の方の理解ということもありますので、いつということはなかなか言えないということも十分に理解できますので、そういった点では地権者の方ともよく話し合いをしていただいて事業が進められるように、市の職員の方は頑張ってくださいというふうに思います。

続きまして、国民健康保険税と介護保険料の負担の軽減の問題であります。一般会計からの決算補填の目的で繰入れはできないということのお話もありましたが、これは今回、一般会計からの法定外繰入を行ったので、繰入れはできるけれども、しないほうがいいのか、そういう問題なんでしょうか。その愛知県国民健康保険運営方針というのがあって、それに反するか反しないかというのがあります。運営方針に反しない繰入れについてはしてもいいけれども、

運営方針に反する繰入れについてはしてはいけないと、削減をするという方針であるということをお話を愛知県のほうでは運営方針を決めておるようですが、今回、今お話があったように、国民健康保険運営方針に反しない繰入れを福祉波及分として入れましたというお話がありました。いわゆる国保の運営方針に反しない繰入れの仕方があると分かったところでもあります。

これについては、もっと調べていくと、各市町が減免を行うその財源についても法定外の繰入れをしてもいいと。政策的なね。というふうに、それは国保の運営方針にもなっておるようですので、そういった点では国保の運営方針からいって少しでも負担の軽減と、それと徴収率、収納率を上げるための方法として18歳までの子供の均等割の減免の拡大をするとか、そういうことを行っていくなれば、より市民の方の負担は軽減されるし、また市の収納率も上がる中で保険者努力支援金というのもたくさんもらえるようになりますし、そういったことを考えていってはどうでしょうか。見解をお願いします。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

当市の国民健康保険税の現年分収納率は96%ほどあり、県内で比べても低くない状況です。今後も滞納整理に注力することにより、さらなる収納率の増加に努めます。

18歳までの減免の考え等につきましては、市独自の施策で軽減を行うことは、対象外の加入者の保険税が上がることになるため、これについては考えておりません。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

これ今回の負担ですけど、年収600万で4人世帯の人が64万円という、そういうことがあります。あと年収120万円で2人世帯で25万3,000円とか、非常に負担的には高い。大体、収入に対して10%ほど、それ以上の負担になります。社会保険、いわゆるサラリーマンの保険などでは7%ぐらいなので、大体3割ぐらい高くなっています。例えば、600万円の4人世帯でいうと、協会けんぽでいうと42万円ぐらいなので、そういった点ではかなりの負担増になっています。

この負担増の中で、収納率がやっぱり下がってくる、どこでも。これから今後、負担が増えることによって収納率が下がってくるので、その収納率を下げない方法として、18歳までの減免ですとか、それから低所得者の人の減免をやると収納率が確実に上がるということが他の市町での実態としてもありますので、そういったことをよく検討していただいて、今のところそういうことはしないということですが、そういうことを行う中で、全ての保険者に対する利益にもつながっていく、国保努力者支援金等についての増額もあったり、そういうことにつながっていくことだというふうに思いますので、そういった減免処置を行い、市からの繰入れを行う中で、再度、市民の負担軽減、特に低所得者、またたくさん子供がいる世帯の負担軽減を行っていくという考えはないか、もう一度確認をさせてください。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

低所得者の方々につきましては、国の制度に基づきまして軽減の措置がございます。先ほども申し上げましたように、それ以上、それ以外の軽減につきましては、その対象外の加入者の保険税が上がることにもなりますので考えておりません。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

であれば、一般会計からの繰入れを入れていただいて、今回、令和5年、令和6年でも入っていますけれども、そういった繰入れを順次入れていただいて負担軽減を行っていくという考えはありませんか。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

令和5年度も、翌年度の令和6年度につきましても、国民健康保険事業費繰入金、こちらについて繰入れを考えております。ただ、こちらにつきましても、一時的な繰入れということで、繰入れをしているという状況でございます。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

物価高などで市民は苦しんでいる状況がありますので、そういった点ではしっかりと繰入れを行って、市民の負担軽減を行っていくという立場に立っていただいて繰入れを行っていただきたいというふうに考えます。

続いて、介護保険についてですが、介護保険については、第8期の事業については大体5億円ぐらい積み立てたと。積み増して5億円ぐらいになったというのと、2億6,000万円ぐらいの差引収支が分かりました。大体合計すると7億円ぐらいの黒字というのが第8期の計画でした。

介護保険法には、129条の第3項で、3年で均衡を保つ状況をつくれという、そういうルールも決まりもあります。3年で均衡を保つということは、3年でたくさんお金をためていいというわけではなくて、3年で使い切ると、そういう金額になるように保険料を設定しなさいよというのが介護保険法の求めている内容だと私は思っていますが、この今回の第8期の介護保険事業について市としてはどのような考えでいるのか、3年で均衡を保つものになったのかどうかについて確認をさせてください。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

介護保険法第129条第3項では、保険料率は介護給付の見込量等に基づいて算定し、第1号被保険者の所得の分布状況や国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つものでなければならないと規定しています。

3年間の収入、支出から保険料率を設定し、基金に積み立て、取崩しをしながら次年度以降に備える仕組みとなっていますが、第8期事業計画では、算定した介護サービス給付費の見込みより給付実績が下回り、予定していた額までの介護給付費準備基金の取崩しを行いませんでした。

給付費の抑制理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響で介護保険サービスの利用控えや、重点的に取り組んでいます脳あかトレーニング教室、加齢により心身が衰えた状態であるフレイルを予防する教室など介護予防事業の効果もあったと考えており、安定した財政運営となりました。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

つまり、第8期は介護準備基金の取崩しをしなかった。3年間で均衡を保つということでは

なくて、残ってしまった。第8期の保険料は上げ過ぎてしまったというのが、今聞いておって思ったんですけども、市としては上げ過ぎたという認識なのか、そうではなかったのか、それはどう思っているのでしょうか。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

先ほど申しあげましたように、予想していたより給付費が下回ったということがありますが、第8期に入る前には7期からの繰越金というのもございます。基金を取り崩していないわけではなくて、予定していた額までは取り崩さなかった。それから、そういった繰越金があった関係で結果的に給付費が下がったこともあって、基金が少し増えたということはありません。

ただ、実質、単年度収支で行きますと、第8期は、令和4年度はマイナスの3,000万円ほど、今年度も、決算がまだ迎えていませんので分かりませんが、9,000万円ほどのマイナスになるというふうに見込んでおります。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

3期の全体を通してどうであったかということなので、そのときには基金を半分ぐらい取り崩してしないと間に合わなかった部分について、積み増しをしたと。今回の3月の本議会の補正予算では1億8,000万円、基金をまた積み増すという補正予算も出ているわけで、そういった点では8期の事業計画については、3年で均衡を保つような保険料ではなかったんじゃないかというふうに考えます。

今度、9期を検討するわけですが、そのときには8期で使い切れなかった分をしっかりと9期のほうに入れ込んでもらって、そして保険料を値下げをするという介護保険の運営を行っていくべきではないかというふうに考えますが、今回の令和4年度の、例えば基金の残高で、幾らぐらい保険料が安くできるのか、そのことについて確認をさせてください。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

令和4年度末の基金残高で今の所得状況等に置き換えて算定いたしますと、基金約5億2,000万円を3年間で充当した場合、保険料の基準額となります第5段階の標準基準額の方で月額400円程度の軽減。生活保護の方や世帯全員が非課税で課税年金収入と年金所得を除く合計所得金額が80万円以下である第1段階の方で月額120円程度の軽減。本人合計所得金額が1,000万円以上の第12段階の方で月額800円程度の軽減となります。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

第7期から第8期に対して400円値上げしたんですよね。第7期から第8期で400円。今、令和4年で積立金、これは令和5年になっても取り崩すことはありませんので、そこで400円値下げができるということであれば、令和8年で値上げをしなくてもよかったということにつながるのではないかと考えますし、そのお金を、その準備基金を令和9年にしっかりと活用していただいて保険料を値下げをするという、そういう運営、今回、上がっているのは、ちょうど第5段階のところでは月額250円ということなので値上げの提案が出ていますが、これについては値下げ、または昨年と同様という金額で計算をし直して、その提案をするという考えには至らなかったのでしょうか、そのことについて教えてください。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

令和3年度と令和4年度の介護給付費の伸び率から、第8期事業計画の介護保険料を据え置くということも含め検討しましたが、令和5年度の介護給付費の伸び率が高いことや、令和6年度からの介護報酬改定で1.59%引き上げられることを踏まえ、第9期事業計画の介護保険料を引き上げることになりました。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

将来のことは分からないということはあるかもしれませんが、今回の第9期のものについては、非常に細かい計算がされてつくられているんだなあということは感じますし、それについては評価をしたいと思いますが、やはり負担の軽減ということは市民の皆さんの願いでもありますので、そういったことを行いながらしっかりと検討を行っていただきたいと思います。3年終わって残ったから返しますという制度ではないので、3年終わって残ったから次の年ということなので、そういった点では3年間のことについてはしっかりと議論を、検討をしていただきたいというふうに考えます。

続いて、最後ですが、コロナウイルスワクチンの接種者の裁判の問題ですけれども、前回の一般質問で、弁護士から遺族への抗議文が出されて、愛西市としては遺族及び家族に対してできる限りの配慮、事務対応することが遺族に寄り添うことの一助になると考えた。この件で市役所に遺族の本人が来所されたときには即刻退去を求めるとともに、応じない場合は建造物侵入罪や不退去罪に該当する行為として直ちに警察に通報するという抗議文が出されました。それについて、弁護士任せにするのではなくて、市としてしっかりとやってくださいというふうに市長に質問したところ、市長は、市といたしましてはしっかりと対応していきたいというふうに考えていますというふうに答えています。

今回、訴訟が行われている中で、弁護士も同席しない。口頭で意見陳述はされないですし、ましてや、市の対応についてはどのようにするのかは係争中なので言えませんという、そういう対応というのはしっかりとした対応というふうに言えるのでしょうか。この前もそうですが、弁護士がやったことですよと言って終止されて、今回も弁護士については答弁書を出しているのでも口頭では行うことはせずに、出頭しませんというお話もありましたけれども、それについては、新聞報道などでは飯岡さんの弁護士さんから、市は答弁書で、原告側によると、答弁書で請求棄却を求め争う姿勢を示しましたという、そういう報道がされています。そういう立場ということも言えないということでもいいですか。教えてください。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

現在、訴訟に関しては係争中のところであります。この訴訟については、裁判所において適切に御判断いただけるよう真摯に取り組んでまいります。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

出ていかなければ、裁判所の心証も悪くなるんじゃないかというふうにも一般的には考えますがけれども、このワクチン接種で亡くなられた方の遺族に対するとの訴訟についてですが、市としてやはり出て行ってしっかりと謝罪をしながら市の主張をすべきだというふうに、それが

愛西市の市民に対する最低限の行うべき行動だというふうに考えますが、これについては市長、それがしっかりとした対応というふうに市長は考えてみえるのか教えてください。

○市長（日永貴章君）

この件につきましては、先ほど部長からも答弁をさせていただきましたし、裁判において我々としてはできる限りの対応していくべきだというふうに考えております。以上です。

○4番（河合克平君）

方法論がいろいろとあるのであれですけど、こういう抗議文を出したり、裁判に当たって出頭しなかったりという弁護士は本当に別の弁護士に替わってもらったほうがいいんじゃないかというふうに私は考えますが、その人事のことまで私が口を出すわけにはいきませんが、そういった考えは市長のところでは今のところあるかないかだけ教えてもらっていいですか。弁護士を替える気持ちがあるかどうか。

○市長（日永貴章君）

現状の対応で進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○4番（河合克平君）

本当に命を守られるんだらうかということに不安になるようなそういう対応ではいけないと思いますし、市民の顔をしっかりと見て、市民に対して市としての責任を果たしていくということが今回のワクチンの接種による亡くなられた方に対する対応でもありますし、ひいては、市民に対してそのような対応を行っていくということが愛西市としての責任であるというふうに考えるところであります。

佐屋駅の問題でも、介護保険や国民健康保険の問題でも、またコロナウイルス感染症の遺族の方に対する対応でも、しっかりと市民の立場に立って市政運営をしていっていただきたいということを求めて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉村義仁君）

4番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は14時40分といたします。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（杉村義仁君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位13番の7番・吉川三津子議員の質問を許します。

吉川議員。

○7番（吉川三津子君）

最初に、日頃から相談をいただく中で、今の愛西市の福祉サービスでは生活困難の状況からとても抜け出すことができない、そんな事例を基に、まずは子供が抱える困難さとして、離婚調停中、裁判中の独り親家庭の子供にも独り親世帯と同様の支援をというテーマで、実質独り親でありながら、サービスから漏れてしまっていて離婚成立者と同様の支援が受けられていない子

供たちのことを取り上げます。

私はたくさん相談をいただいておりますが、1人の相談のバックには同様の問題を抱えるそんな人たちがいるという視点で相談を聞きながら、市の制度に盛り込まなければならない、そんな形で日頃相談のお相手をさせていただいております。

こども基本法で、全ての子供が置かれている環境に関わらず権利の擁護が図られる、このことがしっかりと掲げられていることを踏まえて、答弁をお願いいたします。

まず仮説事例として、相談者はAさん。1年以上別居し、離婚調停や裁判をしており、子供は小学生2人、中学生1人の世帯という仮説を立てて質問いたします。

Aさんは、市の窓口に行くとはかの窓口を紹介され、市の窓口を転々として相談に回られました。児童扶養手当に該当しません。だから、児童クラブ無償のサービスも受けられません。母子・父子医療手当も受けられません。でも、就学支援だけは受けられますと言われているのが現状であります。

Aさんは、男性と世帯も生計も分け、別居中の夫から経済的支援はほんの僅か、子供と一緒に暮らし、子供に関わる費用の多くはAさんが賄っています。

しかし、離婚は成立していないため、制度上独り親としては認められず、独り親のための児童扶養手当の給付はされず、さらにこの愛西市では、様々なサービスがこの児童扶養手当該当者となっているため、ほかの福祉サービスも受けられない、そんな現状になっています。

調べたところ、こうなっているのは少ないです。周辺のところも調べました。

離婚調停中や裁判中となると、養育費や財産分与なども確定されず、離婚成立者よりも厳しい経済状況にありながら、離婚成立者と同様の支援が受けられないのは大問題です。

独り親への福祉は、子供のための支援です。こうした大人の都合を、大人の問題を子供が背負わされなければならないことは大変悲しいことであり、直ちに改善すべきと考え、質問いたします。

まず最初に、離婚成立者と調停・裁判中の世帯で受けられる支援の違いについて、愛西市はどうなっているのか、説明を求めます。

次に、大きな質問2つ目です。

合併したのが平成17年、西暦2005年です。現在2024年なので、愛西市になって19年たちました。

施設の老朽化が進み、学校を含め公共施設の老朽化は深刻であり、対策が遅れています。2012年6月議会、かなり前の議会ですが、施設老朽化と長寿化について、全ての公共施設インフラデータを市のほうから私はいただき、データ分析をいたしました。

長寿命化対策をしなければ、毎年45億円もかかるというデータを示し、このことは冊子のほうで議員がつくった施設白書として、冊子でも紹介されたことがあります。

しかし、結果としてこういった議会で取り上げたことにより、総務部のほうに施設管理課というものができ、全ての公共施設をそこが長寿化対策をし、改修等についても見ていくということになったのですが、庁舎建設後、その課もなくなってしまいました。

そうした課がなくなったこと、そして建設や土木などの技術職の人たちの不足、辞めてしまう方もいらっしゃると思います。退職者もいらっしゃると思います。そういうことが原因で、老朽化が予想以上に進んでいる。永和中学の体育館の話も出ました。このことは1年以上も前に、私は雨漏りの件で何度も市のほうにお話をしているはずですが。そういったことが今になって改修云々と言われる。長寿化という意味では本当に遅れてしまって、たくさんのお金をかけなければ改修できない、そんな状況になっているのではないかと考えています。

合併当初と比べて、この建築士、土木技師の職員数はどうなっているのか、また今回、今年度、建築士とか土木技師、多分不足しているんでしょう。再募集がされております。その再募集をなぜしているのか、その理由について、まず1回目の質問で答弁を求めます。よろしくお願いたします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、大項目1点目について、健康子ども部所管での離婚成立者が受けられる支援としては、所得要件があります。

国制度では、児童扶養手当、自立支援給付金、ひとり親家庭等日常生活支援、母子生活支援施設への入所、県制度では、愛知県遺児手当、本市独自として市遺児手当、児童クラブの利用料免除があります。

これらの支援は全て、調停中・裁判中であってもDVなど子育て世帯の状況によっては支援を受けることができます。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

保険福祉部所管では、母子・父子家庭医療費の助成を行っており、支給対象は児童扶養手当受給者に準じます。以上です。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは教育部所管の就学援助費の支給について、御答弁させていただきます。

就学援助費の支給は、経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者を援助することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的としています。

本市における就学援助の支給対象となるものは、愛西市立の小学校への就学予定者、愛西市立の小学校に在籍する児童または中学校に在学する生徒の保護者で、かつ生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認める者としております。

他自治体では、経済的に困窮していると判断する基準として、同一生計世帯全員の国民年金保険料が全額免除されていることや、国民健康保険税が減免されていること、児童扶養手当の支給を受けていることなどの要件を設けている場合がありますが、本市ではそのような基準は設けておりません。

なお、本市における就学援助費の支給認定につきましては、児童の保護者の属する同一生計世帯の収入額を基準としています。同一生計であれば続柄等を問わないため、離婚の成立及び調停中・裁判中については確認の要件とはしておりません。以上でございます。

## ○企画政策部長（西川 稔君）

技師の職員数についてお答えさせていただきます。

合併当初は土木技師として在籍していた職員はゼロ人、建築士1人でしたが、令和5年4月1日時点で土木技師8人、建築士2人が在籍をしております。

再募集につきましては、有資格者の配置状況が定員の管理計画から職員が不足しているため再募集をかけております。以上でございます。

## ○7番（吉川三津子君）

それでは再質問のほうに入らせていただきます。

まず最初に、まだ未離婚の家庭についてですが、学校教育のほうはそういった離婚云々は問わないというところで、ほかの自治体よりもかなり進んだ判断がされている。生活状況によりきちんと支給がされているということが分かりました。

しかし、社会福祉課及び子育て支援課においては、この児童扶養手当、真ん中のところに、あれは国の制度なんです、それに該当する人しか該当しませんよという要綱を設けていることが分かりました。

先ほど、健康子ども部長のほうから、状況によっては受けられるとおっしゃいました。じゃあ、状況によって受けられない事例というのはどんな事例でしょう。

## ○健康子ども部長（清水栄利子君）

状況によりというのは、様々な状況がございます。

特に児童扶養手当の条件としては、やはり独り親というのが条件となっておりますので、その状況の中で、個別に相談を受けながら対応していく形になるかと思えます。以上でございます。

## ○7番（吉川三津子君）

それはちょっと違いますか。

先ほど、児童扶養手当のことで、これに該当しないから受けられないんですよ。なぜ該当しないかという、相手の男性と子供が時々でも会ったりしているとか、1円でもお金をもらっているとか、電話がかかってくるとか、経済的なことは関係なく判断されちゃうんですよ。

だから、生活にとっても困窮していても、この児童扶養手当の域に、父親が全く子供のことを無視しているというものに該当してしまうので、今の愛西市のこの要件だと離婚調停中の裁判中の人たちというのは、裁判所からも子供に会わせるようにしなさいとか、多少はお金を払いなさいと指導が来るじゃないですか。子供に電話ぐらいしなさいと指導が来るじゃないですか。それをしたら、もうこの児童扶養手当に該当しなくなっちゃうんですよ。だから、とっても困っている人が受けることができなくなってしまう。それが今の現状だろうというふうに思います。

手持ちの、皆さんにお配りしている8番のものがありますので御覧いただきたいと思えます。そこに書いてありますのでぜひ御覧いただきたいんですが、子供に会ったり電話がかかってきたり、1円でも1,000円でもお金をもらっていると該当しなくなってしまうということであり

ます。

すみません、議長、私パネルを向こうに忘れたので、ちょっと取ってきてよろしいでしょうか。

9番目の資料を見ていただきたいと思うんですね。

これだと、それに該当すると110万円、年間110万円の差が出てきてしまいます。こちらのほう分かるように、離婚調停中だと働いたお金が仮に210万円、就労援助は受けられる。そのほかの児童扶養手当、遺児手当、児童クラブの無料、そういったものが受けられなくて、離婚成立者と成立していない方たちが110万円、年間約10万円ですよ。

今回、低所得者の物価高騰で交付金が、これから給付が始まります。そういったものも、扶養をまだ男性のほうにつけたままとか、そんな関係で子供1人当たり5万じゃないですか。3人いたら15万、本人が7万、22万も受けられない。そんな格差が出てきているんです。

親さんの都合は親さんの都合ですが、このお金って、子供を育てる上にとっても大切なお金だと思うんですね。そういったところで、制度の見直しをぜひぜひしていただきたいと思いますが、その辺、どのような支援をされていくのかお伺いをしたいと思います。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

婚姻関係にある夫婦は、様々な事情により離婚協議に至る場合があります。離婚協議中で夫婦が別居していても、生活費用は夫婦間の収入に応じて分担する義務があります。

これは民法でそういうふう決められている部分があるので、それに近隣自治体の状況も確認をさせていただき、やはり独自の支給がないことも多々ありました。現在のところ、市独自の支給は考えておりません。

しかしながら、離婚協議を進める中で生活に困窮する場面もあるかと思えます。そういったときは、個々の事情に応じて相談対応をさせていただきたいと思えます。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

児童扶養手当について、もちろん全国の中では市独自の、漏れた人たちのための制度をつくっているところがあります。近隣でないことも重々承知しています。でも、実際に困っていらっしゃると思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

じゃあ、具体的にどのような連携をして、これだけ格差が広がっている事例、どのように解決していくべきと考えられるのか、教えていただきたいと思えます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

まず、子育て支援施策の視点で見る部分と生活困窮で見る部分と、状況がかなりあると思えます。

御事情に応じて、今議員がおっしゃった、生活支援の部分でやはり様々な事情がありますので、そちらについてはやはり個々の対応が必要となってきます。

子育て支援施策の視点で見る場合は、やはり均等に皆さんに、この状況に合わせて子育て支援の施策をしていくという形になるかと思えます。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

実はこの問題、もう窓口に全部ほとんど私が言っているわけですよ。それが、解決策が示されない。この事例に関わってから、もう1年以上たちますよ。

それで今、児童クラブのお話もしました。規則にあるじゃないですか、市長が認める者というのが。規則の改正って、市のほうで簡単にできますよね。要綱の中にもいろいろありますよ。

この児童クラブのほうの、愛西市の児童健全育成条例の利用者の免除というところがあります。ここでは災害とか貧困、その他の理由でと書いてあります。規則のほうにこの児童扶養手当の要件が入っているんですよ。これね、弥富市では入っていませんよ。弥富市では。弥富市は何になっているかと言ったら、先ほど教育部局が言われた就学援助を受けている人になっているんです。

ずっと全国のいろいろ調べました。もちろん愛西市と同じように、児童扶養手当を要件に入れているところもありますが、大変少ないです。

所得を目安にするというところがあるんです。これだけ、110万の差が出てくる、本当に何の支援も受けられない状況でありながら、駄目ですよ、駄目ですよ、駄目ですよとって規則も要綱も変更しようと思わず、このままで済ませていくのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

現段階では、やはり法的な手順を踏んで実施をしているところですよ。免除の対象者の範囲につきましては、他の自治体の状況を踏まえて、どういうふうにしていくか、研究をしていくという形になるかと思えます。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

4月からすぐ困るわけですよ。

児童クラブに出られなかったら仕事に行けないんですよ。その方のおっしゃるのは、仕事に昼間行って、ちょっと涙が出てくるから、ごめんなさい。夜も仕事に行こうとすると、虐待で今度通報される。救う手段を考えていくのが市の役割じゃないですか。

それは、きちんと規則の中で市長が認める場合となっているわけですよ。条例の中できちんと貧困とか困っているところは、その市長が特別に認める場合に該当することができるじゃないですか。私も今までこの児童クラブに関して関わってきました。そしてその市長の判断で無償にできるという事例も関わってきました。

そういったところで、明日に困っているそんな方をこれから調べて云々します。何のために市長が特別に定めるという部分があるのか。そこら辺、これ以上言いませんけれども、ぜひそこは現実を見てどれぐらい困っているのか、その辺を見極めて対処していただきたい。そこは本当にお願ひします。

これね、御夫婦でいろいろあるのは分かりますよ。それは大人同士の責任。でも、子供には何の罪もない。そこを救っていくのが市の役割だと思うので。今日は泣かずにやろうと思っただけなんですけど、ごめんなさい、涙が出てしまいました。

その辺ぜひ研究し、直ちに、多分遺児手当、母子・父子手当、この児童クラブの無償化、そ

ういったものも救いようによっては救えます。今母子・父子家庭医療も独り親だったら親も無料になるじゃないですか。そういったところもきちんともう一度規則、要綱を見直していただきたいと思います。

1つ付け加えて言うならば、合併したときにつくったままの要綱で、法律とずれている要綱を最近よく見つけます。全ての課で、要綱、規則等をもう一度見直して、現実合っているかどうか見ていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、12月議会に不登校の子供の通学支援についてお伺いをいたしました。こちらでも深刻な悩みを持っていらっしゃるのでも、本当に真摯に受け止めていただきたいと思いますが、12月議会では、適応教室に通う子、学校の図書室や保健室に通う子、フリースクールに通う子、家で過ごす子も今たくさんいます。自分で学校に通学できる子もいれば、親が通学の援助をする、そんな子もいます。

でも、毎日毎日親に世話をかけているがゆえに、申し訳なくて学校に行けなくなっている、そんな子供もいます。

何らか解決をしてほしいということで、ファミリー・サポート・センター事業を中高生まで広げたり、福祉タクシー券の配付を提案しました。その後どうなっているのか、答弁を求めたいと思います。

すみません、ちょっとハンカチ持ってきます。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

本市では、不登校児童・生徒が学びたいと思ったときに学べる環境を整備するとともに、不登校児童・生徒の保護者への支援等を行うため、適応指導教室すまいるを市内2か所に設置しています。

適応指導教室すまいるでは、不登校児童・生徒の把握と対策の検討、不登校児童・生徒の立場に立った適応指導、不登校児童・生徒に関する相談事業、関係機関との連携等の事業により、不登校児童・生徒に居場所を提供し、学習支援や集団活動、相談を行うことで、社会的自立や学校復帰などに向けて取り組んでいます。

適応指導教室の利用においては、お住まいの場所からの距離や利用する時間、保護者の就業時間など、利用者それぞれが多様な状況であり、交通手段の確保については柔軟な対応が必要となります。

その点を踏まえ、他自治体の取組などを参考に、適応指導教室を利用する児童・生徒や保護者の負担軽減のための施策を考えてまいります。

なお、近隣自治体で交通手段に関する施策に取り組んでいる事例がない中、関係部局と協議を進めているところでございます。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

これから協議を進めていくということですが、ファミリー・サポート・センター事業との話合いと、それから健康子ども部のほうでは、どのように、答弁も聞いていらしたので、進めていらっしゃるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

まずファミリー・サポート・センター事業については、民間団体に委託して実施をしております。委託先が業務の見直しに対応できるかどうか確認する必要があります。

また、中高生まで利用範囲を広げる場合の課題等を確認し、市が委託しているという部分から、責任を持って体制整備をする必要もあります。それらの部分について、他自治体の状況も参考にしながら関係部局と協議を進めたいと考えております。以上でございます。

### ○7番（吉川三津子君）

この関係部局というよりも、仕様書のほうで、対象者を中高生にするということで、今子供も減ってきておりますので、人数が増えてサポートができないという状況は出てこないと思います。

あとは学校からの送迎の引き取りのルール等を定めればできる話で、ちょっと画面のほうにも出しましたが、幸田町、蒲郡、新城、東郷、瀬戸と、たくさんのところでもう既に中学生の利用拡大がされているんです。私も厚労省の緊急サポートネットワークの愛知県のコーディネーターをしておりましたので、この仕組みについては重々分かっているつもりであります。

その中で、この愛西市のファミサポというのは、早い段階で病児・病後児預かりを入れたりとか、これも受託先が複数の自治体から委託が取れたので、コストダウンの努力を図るので、病児・病後児預かりの補助金制度をつくってくださいという要望書が出されて実現したということも聞いています。産前産後家事支援、様々なサービスがファミサポに付加されました。それも委託先のところから要望書が出され、コストダウンが示され実現してきたというふうに聞いているわけですね。

ですから、このファミサポの仕様書というのは、国のほうで何ら縛りもありません。ファミサポで高齢者の支援をしているところがあります。今のごみ出しとか家事支援とか、全部このファミサポでできるんです。そういった部分で受託していらっしゃるところがオーケーすれば、直ちに仕様書を変えるだけで進めることができますが、どことどのような調整を取る必要があると聞いていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

まず、委託先に相互の関係で、ファミリー・サポート・センター事業は会員相互の援助活動によって成り立っております。預かりたい人、預けたい人、預かりたい人について、整備が中学生を預かるということで、確かに規則、要綱を変えればいいというところではあるんですけども、その整備がきちっと整っているかどうか、その辺をやっぱり会員さんの状況はどうですかとか、後ろにやっぱり乗せて、それから1人で過ごす方が困難な場合、自宅でお預かりをするという形なので、中高生の方がそこでお預かりしたり、また送迎の部分ですね、送迎の部分で後ろに小学生の子、中学生の子、高校生を乗せるところについては、様々やはり違いもありますので、やはり委託先の確認をしっかりとした上で協議をしていきたいというふうに思います。以上でございます。

### ○7番（吉川三津子君）

委託先のほうがオーケーが出ればできるということが分かったかなというふうに思います。

先ほどから申し上げているのは、私は中高生については送迎のみなんです。お預かりは当然、ほかの自治体も中高生は送迎のみなんです。だからそこら辺も踏まえれば、簡単なお話かなと。預かったときにはどうすんだとか、そんなお話ではありませんので、そこら辺については簡単にできる話かなというふうに思います。

ついでに、ファミサポのことが出たので、貧困のお話も出ました。ファミサポは厚生労働省が子供預かりの最後の受皿として、コロナ禍のときも位置づけをしてきております。

単に提供会員、依頼会員のコーディネートをするだけじゃなくて、困難を抱えた子育て世帯の情報を関連機関と共有しながら家庭を支えていくという役割もしているわけです。

でも、この利用料が1時間700円から800円かかる。費用がかかるから登録しないととかそういった御家庭があるんじゃないかなというふうに思うわけですが、今生活保護世帯、独り親世帯はこのファミサポに何%ぐらい、何世帯ぐらい登録できているのか、お伺いをしたいと思います。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

ファミリー・サポート・センター事業の中で、独り親世帯の登録者数は34世帯、これは令和6年2月末現在のデータです。それから独り親世帯301世帯にしますと11.3%、それから生活保護世帯の登録者数は1世帯、これも2月末現在です。生活保護世帯は201世帯ありますので、0.5%の方が生活保護世帯の登録者数となっております。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

今、独り親は11.3%で生活保護が0.5%、こういった方々のほとんどは1時間700円をかけて預ける余裕はないとおっしゃるんですよ。

時間給1,000円そこそこのパートをして、パートもはしごをして、それで1時間700円を払う。もうこのファミサポの支援も、半額補助とか全額補助って、いろんところで進んでいるんですよ。

私が申し上げたいのは、今日、資料のほうに皆さんにお配りをした⑨というのがあります。こちらのほうなんですけど、今医療費無料化とか給食費の無償化とか進めているじゃないですか。私、反対するわけではない、いいことだと思っているんです。でも、もともと生活困窮者は学校だって給食無料でしょう。それで医療費だってもともと生保の人、無料でしょう。そうすると、この医療費無償、給食費無償というのは、この生活困窮者以外の方のメリットにすぎないんですよ。

だから、これをしたときには、必ず生活困窮者の人にも何らかのサービスの上乗せをしていかなければ、どんどん格差が開いていく。それはつくづく思っているんです。

ですから今回、給食費の無償をするということは、生活困窮の人たちにとっては何らメリットはないわけです。そういった人たちのサービスをつくっていくという両方の目を向けながらサービスづくりをしていかなければ、この子育て中の方々の格差、経済格差はどんどん広がっていくだろうというふうに思うわけです。

そういったところで、このファミサポの利用料の無償というのはとっても大切で、この700円がもったいないがゆえに子供を家に置いて出かけてしまう。私はこの厚労省の近サポをやっているときに会いましたよ。児相と一緒に走りましたよ。

だから、ある程度経済的な余裕、それはお父さん、お母さん2人でやっていたことを1人でやるので、親子は経済的な負担だけじゃなくて時間的貧困にも陥るんです。親と子が接する時間が減るんですよ。そういったところの穴埋めをぜひしてほしい。そういった意味で、私はこのファミサポの補助というのはとても大切。虐待とかにも大切。そして仕事を探すときにもちよっと預かって探せる。そういった部分で自立を促すために、この補助制度というのは必ずつくってほしいと思います。

これはいろんなところでされています。弥富とかでもされていたと思いますので、ぜひ調べていただきたいと思いますが、この補助について、取組の考えについてお伺いをしたいと思います。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

現段階では、既に病児・病後児の利用に対して助成をしております。近隣の状況などもありますので、独り親などの助成制度については、自治体の状況を踏まえて、新たな助成制度として研究してまいりたいと考えます。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

ぜひまた質問等を上げていきますので、独り親の半数以上が貧困です。今回も学校の就学援助の関係、10%以上が就学援助を受けているじゃないですか。そういったところにきちんと手を差し伸べていただきたい。それでいて、子育てしていますとか、子育て頑張っている市ですとか、とても私は言えないと思います。

そういった部分で、そういった本当に声が出しにくい、そういった層の方々の意見を酌み取っていただきたいということをお願いしていききたいと思います。

それからあと御紹介ですけれども、これからフリースクール、愛西市にはありません。

この間、国立のNPO、くにたち農園の会のお話を聞きました。何ら勉強を教えているわけではないけれども、農園にやってきて過ごしていけば、学校に来たという出席扱いになる。お金も出していない、市からは。そんな事例も聞いています。

みよし市では、フリースクールに行くごとに、交通費上限1万円。日進市もフリースクールに行く子のために給食費が支給されたりとか、いろんな場で過ごしてもいいんだよ。家の中にいるより外に出ようよという施策がどんどん進められていますので、ぜひその取組もお願いしたいと思います。

それから、時間がなくなりましたが、最後の市の建築士、土木技師などの職員についてであります。

どこもが確保しにくい状況にあります。

今回、いろいろ本当は質問をしたいと思っていたんですが、提案にとどめなければ時間がなくなというふうに思っています。

やはり魅力ある愛西市にしなければ、建築士も土木技師も来ない。人手不足だから条件のいいところにどんどん行ってしまいます。

そういった部分で、やはり給与についても資格のある人には資格手当をつける。それから建築士の2級しか持っていないけど、経験を積んで勉強すれば1級が取れるのであれば、そういった学ぶ機会、仕事の仕方等を少し配慮する。そうって、またあとは施設管理課なども戻して、しっかりと施設管理をしていってほしいというふうに思うわけです。

もう一つ聞きたいのは、今建築土木で工事とかのときに監理、委託をしていると思うんですね。建築士1級があると、監理を委託に出さなくたって職員でできるはずなんですよ。この監理費というのは、今どれぐらい年間あるのか教えていただきたいと思います。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

令和4年度におきまして、約3,200万円かかっております。以上でございます。

#### ○7番（吉川三津子君）

3,200万円あれば1級建築士が何人雇えるかということなんです。

それプラス、全ての公共施設の老朽化対策、長寿化、新しいまちづくりの計画に関与してもらうことで、この愛西市はぐんとまちづくり、施設管理が変わっていくと思います。

その辺もぜひ検討をしていただきたい。多分道の駅が今出ているので、ここ一、二年はもっともこの監理費が膨らんでいると思います。

そういった部分で一度やはりこの専門職の雇用というところでしっかりと力を入れていただきたいと思いますが、最後に市長にこの専門職のこと、それからサービスからこぼれてしまっている子供たちについて、市長のほうから一言お願いしたいと思います。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは私から御答弁させていただきます。

まず最初に、貧困世帯の関係でございますけれども、議員、ファミリー・サポート・センターや現在使用している事業者のことを、よくお知りのような御発言がございましたけれども、やはり一緒になってやっている自治体もございますので、そういったところとも意見交換をしながら、当然、愛西市だけがよければいいという問題では私はないと思いますので、先ほど弥富市さんの事例とか、ほかの自治体の事例もお出しになりましたので、やっぱりそういったところの状況をしっかりと確認をしていかなければならないというふうに感じております。

あと、専門職の件でございますが、土木技師、建築士のみならず、保育士、保健師、また一般職、市の職員というものは、専門職の方も当然たくさんお見えになりますけれども、やはりあらゆる仕事をしていただかなければなりません。窓口対応に来られれば、当然来られた方はその職員が専門職なのか、一般職なのか、そういったことでお話をされるわけではありませぬので、やっぱりいい人材を我々としては長い期間愛西市の職員として、愛西市のために活躍していただけるような人材を確保していかなければならないというふうに思っております。

あらゆる手を使って採用を募集しているわけでございますが、全国的に特に専門職は非常に採用が難しい状況でありますので、我々としてはいろいろな方法を使っていい人材を確保して

行っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

最後に、ファミサポがほかの市とということをおっしゃいましたが、今愛西市単独で公募をされてしまったので、一緒にはなっていないと思いますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで質問のほうを終わります。

○議長（杉村義仁君）

7番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は15時35分といたします。

午後3時25分 休憩

午後3時35分 再開

○議長（杉村義仁君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位14番の3番・中村文武議員の質問を許します。

中村議員。

○3番（中村文武君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

最後の登板ということで、本当に皆様お疲れのところかと思ひますけれども、どうぞひとつよろしくお願ひします。

まず冒頭、さきの震災の被災者の方に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、画面のほうを御覧ください。

本日は少し大小様々な視点から愛西市の役割、あるべき姿を見てみたいと思ひます。

市にとって農業は基幹産業でございます。農業人口も9%程度と、他市に比べて高い状況にあります。農地も非常に多くございます。こういった愛西市の今ある資源を再評価しまして取り組むことが重要と考えました。

その中で、畑の用水対策から農水省の補助事業、周知徹底、特産品のPR等、様々な御質問をしていきたいと思ひます。

その流れの中で、まず守りの農業と攻める農業、2つの視点からお伺ひしていきたいと思ひます。

まずは守りということで、少し前置きになりますが、昨年8月、私は自費参加にて自民党青年局の外交団として台湾に同行させていただきました。歴史的に自民党の青年局が台湾との橋渡しになっているということでございます。そういう外交の中で身を置いてみたい。そして世界各地で事実上の紛争が起こる中、台湾有事の際、我々はどう対応すべきか、どのような姿勢を持っておく必要があるのかというのを体感するために参加させていただきました。

その外交団では、去る1月に実施されました台湾総統選挙の3候補全てにお会いさせていただきました。意見交換もなされ、万一中国が台湾侵攻を始めてきた際はどうするのかという問

いもなされました。

蔡英文前総統は、台湾では国家総動員法のような法律があるので与野党ともに戦うと。また、中国寄りとされていた侯友宜候補も、彼本人は警察官で前面に戦ってきたので、その場合前面に出て責任を持ち戦うというような発言もなされました。

台湾の事実上の大使館の代表の方からは、中国共産党は党大会で発言したことをやらなかったことは一度もないと。台湾統一はやるかやらないではなく、いつやるのかというような視線で見ているというような御発言もされました。そんな中、習近平氏は新年を迎えるに当たり、祖国統一は歴史的必然と発言をしています。

台湾の有事があれば、中国からの輸入は停止し、空路・海路等の物流も滞るかなと思います。

ここ最近も尖閣諸島周辺での日本領海内において、中国から日本の海上保安庁に対しまして、我々の領海だから出るようにというような無線警告が繰り返されているということも発生しております。

私、台湾の後、パラオにも行かせていただきまして、アメリカ軍が突貫工事で滑走路とかレーダーを造っているというのも見せていただきましたし、そこでまた驚くような話も聞かせていただきました。

グアムで台風等が起こったときは、災害派遣ということで米軍がそちらのほうに集まると。そういった際はパラオは手薄になるので、中国籍の船が数十隻来て海底調査をし始まるということも伺わせていただきました。有事の際は海底ケーブルが切断されるといったようなことだそうです。

私に関係ないような話で伝えたいようなことは、世界各地で紛争が起こっている中、対岸の火事ではないかなということ、そういった経験を現地ですてきましたので危機感が高まりました。皆様も、日本にそんなことはないのか、起こることはあり得ないと思っているのではないのでしょうか。

私自身、県職員時代、約20年前なんですけれども、国民保護法の担当をさせていただきました。Jアラートを鳴らしてミサイルから国民を守るというような業務をさせていただきました。当時は、正直申しましてそんなことこの時代に起こるはずはないと、意味のない仕事だなというようなところを内心思いながらやっていました。しかし、20年後の今、どうでしょう。

私が聞いた話では、本市の生徒が沖縄方面に、高校だったかと思えますけれども、修学旅行に行っている際にJアラートが鳴ったというような話も聞きました。こういった話もあったので、私は政治は先を見ないといけないというふうなことを考えました。

現地を見てきた私にとって、我々は何をしなければいけないというような考えさせられる機会になりました。事実、皆さんも御承知のとおり、外交防衛は国の仕事で我々の仕事ではありません。強いて言えば、その議員を選ぶことでしかないと思います。我々市民、そしてこの市議会議員は何をすべきなのかということを考えさせていただきました。

パラオでの戦没者慰霊では、私は戦争体験があるわけでもなく、家族に経験者がいるわけでもないのに、なぜか涙も出てき、亡き先人たちに思いをはせたときに、ただ漠然と生きていて

はいかんとそのようなことを思い、この地域、何とかしないといけないという思いになりました。

私が考えついた本市でできる取組は、農地を守ったり、食料自給率を上げるということではないかなというふうに思いました。この愛西市にある農地、国土を守ることが私の使命だと感じました。この食料自給率を上げる、農地を守るということは、災害対策にも生きてくるというふうに考えております。

少々熱く思いを語らせていただきましたが、画面のほうを御覧いただきたいと思います。

こちらは、国の定めた食料・農業・農村基本計画になります。

冒頭に、食料自給率の向上と安全保障ということが描かれております。私の感じたことと全く同じようなことかと、一致しているなと思いました。

そして食料自給率、目標なんですけれども、生産額ベースで2018年66%のところ、2030年には75%を目指していくというようなところが書かれております。

食料自給率を上げるためには、生産効率を上げるか、耕作放棄地・遊休農地を使う、この2つしかないように思います。

さきの議会では、本市は不耕作地が約30ヘクタール弱あるということでした。私自身も昨年1年間、農業をやらせていただきましたが、見つけた課題は大きく3つございました。

1つ目は、皆さん御承知のとおり担い手不足でございます。2つ目は、特に畑の部分が収益が上がりにくいというところ、そして水の利用が、用水がないところがあるというようなところがありました。3つ目は、農地の貸出しは中間管理機構というところが担っているんですけれども、そこに貸したいという形がなかなか登録されていないというため、不耕作地として放置されているということです。

今般、馬淵議員のほうからも枯れ草指導がたくさんあるというような話がありましたが、これはそもそもやはり耕作されていないということが根本にあるように思いました。

そこで、市のほうにお伺いしていきたいと思えます。

まず1点目、畑の用水対策ということで、市の考えはどうかというのを伺います。

そして、根本的な話なんですけれども、愛西市及び近隣市町では、統計上は耕作放棄地はないということになっているようでございますけれども、ないということになると、耕作放棄地の補助金がなかなか使えないのではないかなというような推察をします。

そこで、現時点で国や愛知県で用意してある耕作放棄地・遊休農地対策の補助金はあるのでしょうか、伺います。

そして3点目、借りたい人が借りられないという現状が、私、昨年1年間調査させていただきました。遊休農地がどこにあるか分からないという現状があります。

所有者に積極的に中間管理機構に登録してもらえるように、市から積極的にPR活動、営業活動をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

そして4点目でございます。ちょうど1年前の3月議会のほうに、角田議員のほうからも農業について質問されました。津島市の農地マッチング制度の利用はどうかというような質問が

ありました。私も調べましたけれども、非常にいい制度だなというふうに思います。

現在、60件、ホームページ上に農地が記載されており、10件の既に契約があったということです。この利用は大きいというふうに思います。角田議員のほうには調査・研究するという答弁でしたが、現在の検討状況はどうでしょうか。

続きまして、一方では守る農業ではなく、攻める農業も必要だと思います。

先ほど見ていただいた食料・農業・農村基本計画の中では、国は輸出額2030年度目標で5兆円を目指しているということです。こちらも国策で進めております。

昨年、私は自民党の青年局の研修のほうで山形県朝日町に行かせていただきました。リンゴの輸出を行っており、年間240トンを目標のところ210トン達成したということでした。1箱36個のリンゴが、国内に出荷するより輸出のほうが1箱当たり1,500円高いようで、メリットがあるということでした。フレッシュ作業とか、各国の基準とかに合わせるようないろんな対応が必要なんですけれども、それでもやっぱりやりがいはあるというような話をされていました。

その中で、さきの愛知県議会、12月に輸出の取組を質問された議員がおられまして、その中で、答弁の中で偶然愛西市についての発言がございました。どのような取組をなされたのかお伺いしたいと思います。

いいところはぜひぜひPRしていただきたいなと思います。

そして、そういったいいところ、昨年のテレビ放送にて、大手コンビニが愛西市産のレンコンを利用した総菜が販売しているということが、テレビでやっていました。その状況の経緯や現在販売状況などをお伺いしたいと思います。

そして次の質問、昨年、いろいろ昨年のことばかりで恐縮ですけれども、新生あいさいクラブにて、国のほうに要望活動及び勉強に行っていました。その際の農水省からの説明では、国のほうも加工食品輸出地域の産業集積に取り組んでおり、愛知県では愛知県食品輸出研究会というものがあるそうで、そこに啓発等の事業委託もしておるようでございます。本当に輸出というのはなかなか難しいことがありますので、こういったところに市内の企業さんを加盟するなど、促進してはどうかというふうなことをお伺いしたいと思います。

そしてもう一つ学んできたことに、冷凍野菜というのは現在輸入が多く、自給率向上のためには国産に切り替えたいというような話をしておりました。そのため、加工冷凍のための施設導入の補助金をつかったということでもございました。こういった補助金を市内の加工食品業者に御周知いただければ、また有効に活用できるのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

最後の総括質問でございますが、またPRということは非常にこれからも大事になってきます。道の駅もできます。そして来年度からはシティプロモーション課もできるということですので、特産品をアスリートや有名人に贈呈し、新聞に載せてもらうとか、そういったような取組ができないかお伺いをしたいと思います。

以上、総括質問とします。御答弁よろしくお願いたします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、順次御答弁いたします。

初めに、畑の用水対策でございますが、市内の農地の多くは1級河川木曾川に水利権を有する木曾川用水の受益地となっており、農業用水については関係機関との調整を経て、各農業者が農地面積に応じた賦課金を払うことで、取水が可能となります。

また、用水施設の建設費や維持管理に要する費用については受益者負担となっており、農業者及び関係市町村も応分の負担をしております。

さらに、用水施設に関する更新事業についても、現在、機構営事業及び県営事業で実施中であり、その費用についても国・県のほか、農業者及び受益を有する市町村も応分の負担をしております。

本市の主要産業である農業において、農業用水の確保は不可欠であり、県や用水管理者等と情報共有をしつつ、安定した農業用水の確保について努めてまいりたいというふうに考えます。

次に、耕作放棄地の発生防止に活用可能な事業といたしまして、多面的機能支払交付金がございます。これは、地域協働で行う多面的機能を支える活動や、農地、水路、農道等の地域資源の質的向上を図る活動を支援するものです。

そのほかの耕作放棄地の発生防止に係る交付金として、中山間地等直接支払制度がございます。これは、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付するものでございますが、地域振興立法で指定された地域において、傾斜があるなどの基準を満たす農用地が対象とされているものでございます。

続きまして、耕作放棄地所有者に対する市の積極的な関与をとということでございますが、現在地域計画の策定に伴う目標地図の作成のため、対象者に将来の農業経営についての意向調査を行っているところでございます。市といたしましては、畑等が耕作放棄地となる主な理由を、農地の所有者の高齢化や担い手の不足、労働力不足といったふうに認識をしております。

次に、農業体験マッチングのお話でございますが、農業者の指導・管理の下、利用者の方々がレクリエーション等の目的のため、複数の段階で農作業を体験するものであります。本市といたしましては、畑等が耕作放棄地となる主な理由を、農地の所有者の高齢化や担い手の不足、労働力不足というふうに認識をしておるというところでございます。

その次に、愛知県議会で取り上げられた愛西市の輸出の取組でございます。

愛知県議会12月議会一般質問において、農作物の輸出拡大について取り上げられ、全国的な人口減少により、食の市場規模が縮小傾向にある中で、農産物の輸出拡大には、的確な品目選定やターゲット国の選定等、戦略的な取組が不可欠であるとの認識がされております。

本市における農産物の輸出拡大の取組といたしましては、あいち海部農業協同組合において、グローバル産地づくり推進事業として、海外市場のニーズ把握や輸出用加工品の検討、あとトリアル輸送等の取組が検討されているところでございます。

本市の主要産業であります農業の振興につながる取組といたしまして、大変有効な取組であると認識をしており、本市といたしましても令和6年度当初予算におきまして、農産物輸出支援事業補助金を新規事業として上程をさせていただいております。

次に、大手コンビニの愛西市産レンコンを利用した商品開発の経緯でございますが、10年ほど前に、あいち海部農業協同組合のイチゴ統一ブランドでありますゆめのかを使用した製品を商品化しております。

また、あいち海部農業協同組合主導で、レンコンを使ったサラダが商品化され、令和5年9月に大手コンビニで発売となりました。同年10月に発売されました愛西産レンコンのとりつくねおむすびは、SDGsの関係からレンコンの端材の有効利用について、仲卸人からヒントをもらい商品化に至ったということでございます。

次に、愛知県食品輸出研究会加盟企業の増についてでございます。

愛知県食品輸出研究会は、イチゴ、ミニトマトなどの1次産品や漬物等の加工食品メーカーで、品目が重複しない45社で構成されており、フェアの出展、輸出スキルの共有、セミナー実施等、幅広く活動をしてまいります。

なお、この研究会を構成する45社は、豊橋市、岡崎市、碧南市、田原市など、三河地方に本社を置く企業が大半を占めており、愛西市の企業は含まれておりません。

この研究会は民間のみで運営されており、加盟企業を増やすことについて市が関与することは考えておりません。

続きまして、加工食品クラスター対策支援事業、加工冷凍のための施設導入補助金の市内加工食品業者への周知ということでございますが、この加工食品クラスター対策支援事業は、食品製造業者等が連携することによって、個社単独で取り組むには難しい輸出拡大に向けた活動に対する支援であり、大規模契約栽培産地育成強化事業は、輸出先国等のニーズに対応するための生産・流通体系の導入や、生産技術の導入等に対して支援をするものでございます。

本市といたしましては、これらの支援に対する問合せ等があれば、情報提供のほうをしていきたいというふうに考えております。

最後に、特産物をトップアスリート等に贈呈してのPRということでございます。

本市では、農畜産物品評会やレンコンに特化したレンコングランプリを行うとともに、品評会に出展された特産品のレンコンやイチゴなどの即売会を行うことにより、市の特産品のPRのほうを行っております。また、レンコンを愛西市のふるさと納税返礼品の一つとしており、市外にも特産品のPRができていると考えております。

今後においても、本市の特産品のさらなるPRに努めていきたいと思っております。以上でございます。

### ○3番（中村文武君）

また多数の答弁、ありがとうございました。

用水対策はしっかり確保していただいているということ、また多面的機能支援交付金等で耕作放棄地にならないように予防していること、そして中間管理機構のところでは、現在、どういうふうに経営していくか、耕作していくかというところの意向調査、そして目標地図をつくっていただいていること、非常にいい取組をされているなということは分かりました。ありがとうございます。

そして、輸出の取組等、本当にこれはなかなか愛知県の中でも先進的な取組だからこそ、愛知県議会で恐らく取り上げられたんだと思います。こういった取組が本市が中心となってやっていることに対して、非常に誇らしく思いますし、今後ともまた取り組んでいただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、再質問のほうに進んでいきたいと思います。

耕作放棄地というところで、今後10年、恐らく皆さんも思っていることは同じだと思いますけれども、多くの方が高齢化に伴って、農業を辞められていくのではないかとということが予想されます。

不耕作地にしていくのか、そこで食料をつくるのか、この選択は今後日々迫られてくるということになります。大災害のときにも、その食料が畑にあれば、非常に市民の方も安心かと思っております。

私自身、そんな思いに昨年なりましたものですから、1か所お借りしまして、不耕作をなくしていきました。今年は、今チャレンジ中ですけども、3か所荒れ地を耕しております。あえて荒れ地です。私が耕せば、そういった草むらが食料庫に変えるということができました。できればこういう人間をもう少し増やしてほしいというような思いがあります。

本市で言う不耕作地対策でございますけれども、具体的に一体何をしていくのかということをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

どのようなことをしていくかということでございます。

先ほども御答弁させていただきました。市といたしましては、地域計画の目標地図作成のために、所有者からの将来の農業経営の意向調査のほうを行っております。それで貸出し希望の農地を担い手に結びつけることで、不耕作地の予防及び農地利用の適正化のほうを図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○3番（中村文武君）

御答弁ありがとうございました。

貸出しの農地を担い手さんにつなげていくということで御答弁いただきました。ありがとうございます。いろいろ目標地図等つくられて頑張っているなということは分かりました。こういう不耕作地対策で一定程度御回答いただきました。ありがとうございます。

ここで、実は本当に当初答弁書をいただいたときに、私の捉え方もあるんですけども、少し残念だなというような答弁もありましたところで、切なくなったり諦め感みたいところを抱いたというのが私の本音でございます。

職員の方々、本当にこの答弁、一生懸命つくっていただいてありがたく思いますし、自分も県の職員でしたので、この御苦勞、非常に分かりますし、本当になかなか聞かれないなという質問を何とか諦めさせる職員が、県の中でも重宝していたのも目の当たりにしてきました。

そんな職員の気持ちを私も理解しながら、また自分自身、出過ぎたくいは打たれるんだろなという不安等もありましたし、こういう最大会派に所属させていただいているので、私自身、

質問を深く掘り下げることからは正直逃げてまいりました。ですが、本当に議員として選ばれて2年たちまして、責任があると思い、まずここから深く少し聞いていきたいというふうに思っております。

先ほどいろいろと答弁いただいた中で、少し残念だなというような御答弁があったところは、中間管理機構のPRのところと、津島市で利用されてきた農地マッチング制度の答弁でございました。

担い手不足は皆さん本当に分かっているというようなところがございます。そこで、こういう制度があれば担い手が少し増えるのではないかと。レクリエーション的な使い方であったとしても、例えば1人100平米使ったとして、先ほど、津島市で言ったように10人いれば1,000平米ということで、およそ1反ぐらいの利用がされたということになるんじゃないかなと思います。

そういった中で、先ほどの答弁の中で、最後の答弁が担い手不足、労働力不足ですというような回答で、耕作放棄地を減らそうというようなところ、担い手不足を解消しようというところで、こういった一般の方々がやりやすいようなマッチング制度はどうかという提案をしているところで、担い手不足が主要因ですというようなところは、少し答弁としてはずれているかなというふうに思いました。

ということは、自分なりに解釈すれば、こういうマッチング制度をしたとしても応募者がないんじゃないかなというふうに市は考えているということではよろしいでしょうか。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

農地中間管理機構に対して、こちらのほうから農地のほうを出すという形で進めていきたいというふうに考えておりますが、なかなか先ほどから担い手がいないというお話をさせていただいております。

今の愛西市における優良な農地を今後守っていくということからいっても、そのような形で中間管理機構でしっかりとマッチングを取った上で農業のほうの発展をということで、私どもは考えております。以上です。

#### ○3番（中村文武君）

中間管理機構をメインにしていきたいということで、答弁のほうはよく理解はさせていただきました。

その中間管理機構だけですと、やはりそこに登録者が増えないといけませんし、なかなか利用が少ないかなというところが正直な感想ではございます。

担い手の解消につきましては、新規就農を増やすか、または今ある法人を大規模化して会社員として雇ったり、その会社員がまたその中で修行をして、また自立をして、新規就農していくというような、こういう循環をつくるか、もしくは農業法人等、よそでやっているところを誘致して、愛西市にとっての担い手となってもらうというような形の法人誘致というような、農業法人誘致というような手もあると思いますけれども、そういったことについて市としての取組、見解等あればよろしく申し上げます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

農業法人、あと法人化とか法人の誘致ということでございますが、この農業を支える農業従事者、こちら高齢化が進み、今後一層減少が見込まれるということは周知の事実かと思えます。

担い手の確保がより困難となるということで、地域の農業の支え手として農業法人をはじめとした担い手の活躍が期待されておるといふところでございます。こちら農林業センサスの結果を見ましても、平成31年度は平成22年度の4倍の2万3,400法人というふうで、法人化が進んでいるといふところで、法人化についてはかなり進んでいるのかなといふふうに考えております。

あと、新規就農のお話もいただきましたので、新規就農につきましても、やはり次代を担う農業者をしっかりと育てていくということが必要かと思っております。これにより担い手不足の解消、あと継続的な農業が可能となるというところが期待できるというふうに考えております。

私どものほうも、しっかりと新規就農者に対する補助制度というの構築もして支援をしているというのが現状でございます。以上でございます。

### ○3番（中村文武君）

御答弁ありがとうございました。

本当に新規就農のところ、3月、今議会の予算を見せていただいても、本当に毎年数が増えているというようなところで、取組は非常に進めていただいているのかなといふところで、すばらしいなといふふうに思っていたところであります。

そこで、一方で、農業の専門家に数日前に聞いたところ、やはり新規就農の数が少ないねというのが客観的に言われまして、私は本当に満足しているところで、頭をがつんと打たれたような思いが正直ありました。

なので、先ほど言ったような、外からの力を呼んでくるということが必要なのかなといふふうに、自分なりに理論的に帰結をさせていただきました。

先ほどの御答弁の中で、法人化は進んでおりますというようなところでいただきまして、恐らく全国的には進んでいるんだろうなといふふうなところではございましたけれども、実際愛西市内での法人化についての、どうやって取り組んでいくかという御答弁ではなかったもので、そこをこれからどういうふうにかこの市内で取り組んでいくかという思いを聞かせていただければありがたいなといふふうに思っております。

### ○産業建設部長（宮川昌和君）

なかなか私どものほうで法人化をプッシュするという、法人化の相談や何か、どのような形ということについては御相談に乗ることといふのは可能なのかなといふふうに思っています。

この辺につきましても、やはり農業の専門でもありますあいち海部農業組合さん、あと県の営農指導課とか、そういうところとまたいろいろと相談をしていきたいというふうに考えております。以上です。

### ○3番（中村文武君）

ありがとうございました。

県とかいろいろ協力しながらやっていただけるということで、本当に法人化というのは、私自身やっても難しいなと思いますし、法人の誘致というのも難しいなと思っております。実感もしておりますので、こつこつとやっていただければありがたいかなというふうに思います。

先ほど不耕作地のところで、中間管理機構のお話を少しさせていただいたんですけども、やはり私の近所でも不耕作地がたくさんございまして、恐らくそこはなかなか中間管理機構には貸したいということで上がっていないのかなというふうに思いますし、私自身もいろいろ農協さんに聞かせていただいて、やっぱり空いている土地と台帳とのずれがあるというのを昨年感じさせていただきましたもので、市のほうからPRはなかなかできないというような御答弁もありましたけれども、農地を預けてくださいみたいな感じのそういったチラシをつくって、農地所有者の方にPRできないものかお伺いをしたいと思います。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

チラシという切り口なんですが、私どものほうでは、先ほども御答弁させていただいたとおり、所有者の方に農地を中間管理機構に預けていただくということで、一団の優良な農地を形成した上で、担い手の方に何とか手渡したいというふうに考えております。以上です。

#### ○3番（中村文武君）

ありがとうございました。

本当に登録が増えるように、そうしたら借り手も多分増えるかなというふうに思っていますもので、ぜひともお取組のほうよろしくお願ひしたいと思います。

そして、積極的なPRというのは、これからも愛西市にとって、道の駅もできますし、必要になっていくのかなと思います。

その道の駅で、例えばいろんな商品とかも売っていかないといけないという流れもあると思うんですし、実際市民の方からいただいた意見もあるんですけども、特産品のレシピのコンテストとか、そういったイベントも含めまして、来年のあいさいさん祭りとかでもいいですし、別途加工品の作製支援事業とかしていただいてもいいですし、こういう新しい商品を開発していくというのは、本市にとって大事になってくるかなと思いますので、そういった取組等、これからされないのか、お伺いをしたいと思います。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

特産品の新しいメニュー的なものというのは、確かに大切なことだというふうに思っています。

今現在でございますが、健康推進課のほうではあいさい野菜メニューの提供事業のほうを行っております。こちらでおいしい、新しい野菜の食べ方の提案などをしておりまして、また通年でお店の支援事業ともなっているということでございますので、それについては有効なものだというふうに考えております。以上です。

#### ○3番（中村文武君）

御答弁ありがとうございました。

あいさい野菜メニュー等提供されているので、それでいくというような感じの答弁のように取りました。

ただ、これからいろんなニーズが出てくる。そして道の駅ができて、すごくつくことはいいことだと私は思っていて、それに対してやはり商品が何があるかというのが非常に大事ということになってくるとは思いますけれども、こういったことは民間に基本的に任せておいて、もしくは今指定管理させていただいている事業者に委ねるというような形で解釈して、市としてはあまり商品開発には今後関わらないというような感じでいいのかどうか、御答弁をお願いします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

議員がおっしゃられるように、民間に丸投げ的なふうに、というふうに思いましたが、当然私どもにつきましても、当然農業を振興していくという立場で今お仕事をさせていただいています。当然、それはいろんな角度で支援したりしていけると思っておりますので、新しく道の駅のほうでもそのような新しいものが開発できたらというふうには考えております。以上です。

#### ○3番（中村文武君）

御答弁ありがとうございました。

私も少しちょっと悲観的に受け取る傾向があるもので、本当に何もしないようなことを言ってしまったんで、ちょっと申し訳なかったなと思っておりますけれども、本当にこれから市を挙げてPRしていくようなところでございますので、本当に何らかの関わりもしっかり市のほうも持っていて、愛西市全体の農業が盛り上がるような取組をしていただければありがたいなというふうに思っております。

そうしましたら、画面を御覧いただきたいなと思います。

少し最後のテーマになるかと思っておりますけれども、遊休農地の解消ということで御提案がございまして、遊休農地解消緊急対策事業というのが、国のほうの事業でやられております。

東海農政局のほうの資料から拾ってきたものなんですけれども、農地バンク、先ほど言った中間管理機構、これが遊休農地を積極的に借り受けて集約化するような取組を支援しますということなんです。

これの対象が、農振農用地、農振地内の草刈り等で簡単に終わるような、それこそ枯れ地対策をするような、枯れ草指導をするようなところですね。その遊休農地の部分を解消するような取組に対して、一番下の四角ですけれども、1反当たり4万3,000円、国から補助が出るような事業がございまして、こういった事業、国のほうで全国的にやっている事業でございまして、私の知り合いの和歌山の農家も、やはりこういうのがあれば使っていたというような話もあります。

やはりこういった事業を知らない農家さんも恐らくたくさんいるんじゃないかなと。私もこの質問をするに当たって調べて初めて出てきました。県職員の時も全然こんなものがあるなんて知らなかったというような事実がございまして。

こういった制度、やはりPRしないことには知らないなということが、やはり今の各農家さ

んの現状だと思いますし、新たにチャレンジする方の現状だとも思いますので、ぜひこういった制度を農家の方々、そして新しく新規就農される方々に提供していただければ、またさらに土地を借りて増やす原資になるというふうに思いますので、こういった取組をぜひ進めていただくことを切にお願いしまして、私の農業に関する一般質問とさせていただきます。どうも、御清聴ありがとうございました。

○議長（杉村義仁君）

それでは、3番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（杉村義仁君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は3月11日午前9時30分より開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時16分 散会

